



第四期(令和 7 年度～令和 11 年度)
大村市教育振興基本計画

令和 7 年 3 月

(令和 8 年 3 月改訂)

大村市教育委員会



大村市教育委員会
教育長 遠藤 雅己

はじめに

ウェルビーイングの実現に向けた教育を

近年、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延や国際情勢の不安定化、経済情勢の激しい変動など、予測困難な時代を象徴する重大事態が相次いで起こりました。

その一方、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや心身の健康までを含め、持続的な幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングの考え方が重視されてきています。

このような変化の激しい時代を生き抜くため、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、社会の創り手となる力をつけていく必要があります。

また、個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる社会を目指し、教育を通じてウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、第三期大村市教育振興基本計画においては、“学校規模の適正化”“中学校統一型制服の導入”“自信を持たせる学習評価の実施”の3つを柱とする「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」や、不登校児童生徒の“第三の居場所”である「c o n n e (コンネ)」の開設など様々な取組を行いました。

このたび策定した第四期大村市教育振興基本計画は、第三期計画から、教育方針、基本理念、目指すべき人間像など、教育の大きな柱を継承しています。

第四期計画では、学校施設の計画的な整備の推進、“学校規模の適正化”のさらなる推進、校内教育支援センターの開設による不登校児童生徒の“2.5次支援”など、幅広い取組みを進めます。

子どもたちには、学校の学習だけでなく、文化・芸術活動やスポーツ、地域の伝統行事等への積極的な参加を通し、“やればできる”という日々の小さな自信や達成感が生まれ、自己肯定感や自己有用感ひいては自尊感情を実感することによりミライにつながる大きな夢や志を抱き、将来の社会の一員として、逞しく生き抜く人間に育ち、豊かな人生を送ってほしいと願っています。

子どもたちの未来を豊かで確かなものにするため、家庭では人としての躰、あいさつや感謝の心、学校では学ぶ力、地域では社会のマナーをしっかりと育みたいものです。

また、大人も心豊かな人生が送れるよう、日頃の健康増進や生涯学習の支援を行うとともに、本市が誇る郷土の偉人の功績や歴史、伝統文化を継承し、青少年の健全育成をはじめ、郷土愛の醸成につながる社会教育の施策も積極的に推進したいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた第四期大村市教育振興基本計画検討委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった皆様に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

<目次>

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 本計画の概要	1
(1) 本計画の位置付け	1
(2) 本計画の期間	2
(3) 本計画の進行管理及び公表	2
3 本市の教育に対する考え方	3
(1) 基本理念	4
(2) 目指すべき人間像	4
(3) 「教育のまち大村」を実現するための3つのキーワード	5
4 第三期計画の成果と課題	6

第2章 各論

施策の体系	12
-------	----

<目指すべき人間像1>

日本の未来や新たな価値を創造し、社会を生き抜く人間	18
---------------------------	----

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	18
--------------------------	----

施策 1 「主体的・対話的で、深い学び」の実現を目指す授業の改善	19
施策 2 道徳教育の充実	20
施策 3 「健やかな体」の育成	21

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	22
--------------------------	----

施策 4 生徒指導の充実	23
施策 5 健康教育・食育の推進	24
施策 6 幼児教育の充実・各校種間連携の充実	25
施策 7 関係機関等との連携による学校教育の充実	26
施策 8 教育環境の充実	27

(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	28
--------------------------	----

施策 9 インクルーシブ教育の実現を目指す特別支援教育の推進	28
施策10 人権教育、平和教育の推進	29
施策11 国際教育の推進	30

＜目指すべき人間像2＞

生涯にわたって学び、「大村」を愛し、「大村」を担う人間	31
(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	31
施策12 生涯学習の充実	32
施策13 郷土教育の推進	33
施策14 文化財の保護と活用	33
(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	34
施策15 家庭教育の充実	35
施策16 青少年の健全育成	36
施策17 コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進	37
(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	38
施策18 芸術・文化の振興	38

＜目指すべき人間像3＞

学業はもとより、スポーツや文化芸術など、一芸に秀でる人間	40
(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	40
施策19 様々な分野で活躍する人材の育成	40
(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	41
施策 3 「健やかな体」の育成(再掲)	41
施策11 国際教育の推進(再掲)	41
(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ	42
施策16 青少年の健全育成(再掲)	42
施策18 芸術・文化の振興(再掲)	42

第3章 資料編

1 用語解説	44
2 教育委員会組織図	51
3 事務事業一覧	52
4 第四期大村市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	53
5 計画策定経過	53

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで、令和2年度から5年間を実施期間とする第三期大村市教育振興基本計画（以下「第三期計画」という。）を策定し、教育の振興のために家庭、学校、地域との連携や協力のもと、様々な施策に取り組んできました。

第三期計画期間中には、以前から懸念されている少子高齢化による人口減少の問題等に加え、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の世界的大流行（パンデミック）や世界各地の戦争や紛争など、国際情勢の不安定化により、さらに将来の予測が困難な時代となりました。

国においては令和5年度から5年間を実施期間とする第四期教育振興基本計画が策定され、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング^{*1}の向上」を掲げ、今後の教育政策の新たな方向性が示されました。

県においては令和6年度から5年間を実施期間とする第四期教育振興基本計画が策定され、基本テーマとして「つながりが創る豊かな教育」を掲げ、古くから海外と交流があった長崎ならではの「つながり」を軸とした教育政策の方向性が示されています。

本市においても、コロナ流行期において、市内の各種行事や小中学校における体験活動の中止、縮小など、人との交流を通じた学びの停滞が危惧されました。

一方、社会の急速なデジタル化や学校教育における、一人一台のタブレット端末等、ICT^{*2} 機器を活用したオンライン教育の展開等、学びの変容がもたらされました。

こうした状況を踏まえ、第三期計画の成果と課題を検証し、本市における今後5年間で取り組む施策を明らかにするため、第四期大村市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 本計画の概要

(1) 本計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項^{*3}に基づく、地方公共団体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。

また、市の最上位計画である「第5次大村市総合計画・後期基本計画」（令和3年3月策定）の教育分野を更に具体化した行動計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置付けています。

本計画の対象範囲は、本市教育委員会が所管する施策や事業であり、他部局の各種の

*1 ウェルビーイング (Well-being) : 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものであり、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

*2 ICT : Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

*3 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

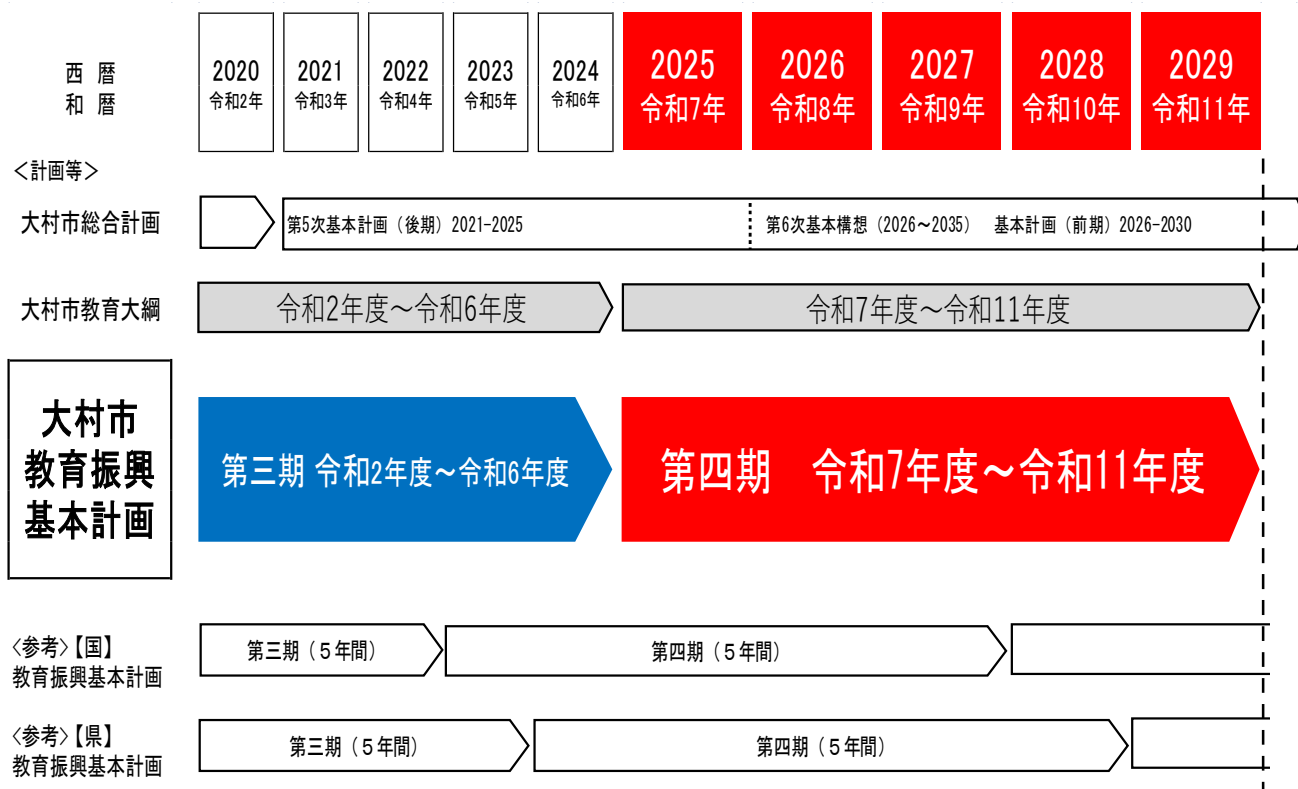
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。

なお、令和8年度からの第6次大村市総合計画に合わせ、本計画も総合計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

(2) 本計画の期間

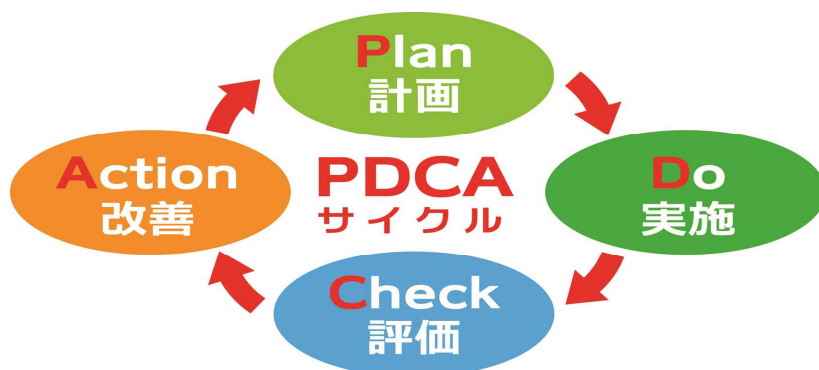
本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画とします。



(3) 本計画の進行管理及び公表

本計画の推進にあたっては、毎年度終了後、教育委員会による点検及び評価を行い、議会へ報告するとともに、ホームページで公表します。

本計画を着実に進行していくため、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）】の考え方にに基づき、本計画に沿って施策を実施するとともに、成果や課題を検証しながら、次年度以降の施策の推進や改善に向けて取り組みます。



3 本市の教育に対する考え方

本市は、大村藩時代の藩校「五教館（ごこうかん）」に代表されるように昔から教育に力を入れてきました。大村藩では平等の精神を尊び、先進的に子弟の育成に取り組んだ結果、明治維新や日本の近代化に貢献した多くの優秀な人材を輩出しました。この精神を受け継ぎ、「教育のまち大村」を目指します。

近年、国際化、情報化、少子高齢化等に伴い教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化している中で、子どもたちの明るい未来をつくることが最優先の教育課題です。それが地域社会の明るい未来につながることから、教育関係者は総合的な洞察力と使命感をもって取り組む必要があります。

本市の教育が目指している「豊かな学び」「確かな育ち」に加え、スポーツや文化活動、地域の伝統行事などへ積極的に取り組む「多様な感性」を併せもち、それぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる、粘り強い子どもたちの育成に取り組めます。

また、人生100年時代を迎えるに当たり、市民一人一人が生涯にわたって学び続け、郷土に誇りをもちながら心豊かに暮らせるよう、各種施策に取り組めます。

そこで、本市の教育方針、基本理念を次のように掲げ、取り組めます。

— 教育方針 —

「教育のまち大村」を目指し、人間尊重の精神を基調とした知・徳・体・食の調和のとれた教育を確立するとともに、一芸に秀でる教育を推進する。

このため、家庭・学校・地域の相互の連携協力のもと、多くの偉人を輩出してきた歴史豊かな風土を背景に、「雅（みやび）な心」（※）をもち国際社会に貢献できる創造性豊かな人材の育成を図るとともに、市民一人一人が生涯を通じて学ぶ教育を推進し、もって教育基本法に明示された教育目標の達成を期する。

特に、教育に携わる者はその使命感に徹し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛と優れた指導力を身に付け、相和して本市教育の充実発展に努める。

※「雅（みやび）な心」とは、美しいものに感動する心、伝統文化を深く理解し尊重する姿勢、他者に対する思いやりや礼儀正しい態度を大切にすること心構えを表しています。

(1) 基本理念

すべての子どもと地域のミライを はぐくみ、ささえ、つなぐ、「教育のまち大村」

(2) 目指すべき人間像

<目指すべき人間像1>

日本の未来や新たな価値を創造し、社会を生き抜く人間

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けて、将来の予測が困難な時代を乗り越え、生き抜けるよう夢と志を持ち、主体的に判断ができる人材を育みます。

<目指すべき人間像2>

生涯にわたって学び、「大村」を愛し、「大村」を担う人間

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けて、子どもから大人まで生涯にわたって必要な知識を身に付けることが重要です。また、地域への愛着や誇りを持ち、地域社会の発展の担い手となる人材を育みます。

<目指すべき人間像3>

学業はもとより、スポーツや文化芸術など、一芸に秀でる人間

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じ、日本社会に根差した調和と協調に基づくウェルビーイングを実現するために、全国規模の競技大会等で活躍が期待できる次世代アスリートや、日本の文化芸術の永続的な継承・発展、発信に向け、文化芸術を創造し支える人材を育みます。

「教育のまち大村」を実現するための3つのキーワード
 「豊かな学び」「確かな育ち」「多様な感性」



- 豊かな学び** 家庭や学校・地域での学びや経験、地域に根ざした知識・技能、「心」が伴う思考力や判断力、生涯にわたって学ぶ力などを伸ばしていきます。
- 確かな育ち** 自立と協働を図るために、主体的で能動的な学びを広げていきます。
- 多様な感性** 様々な人の在り方を理解し、尊重したり、その人にあわせた行動をとったりする感性を磨いていきます。



本市の子どもたちが、学校での学習だけではなくスポーツや文化活動、そして地域の伝統行事にも積極的に参加し、“やればできる”という日々の小さな自信や達成感を感じることで、ミライにつながる大きな夢や志を持ち、将来にわたって社会の一員として、たくましく生き抜く人間に育ていけるよう、施策を展開します。

また、子どもだけでなく、大人も心豊かに人生を送れるよう生涯学習などへの支援を行うとともに、歴史や伝統文化を継承し、郷土愛の醸成につながる施策を推進します。

本市の教育を社会全体で「はぐくみ」「ささえ」「つなぐ」ことができる社会の実現に向けて、取り組みます。

4 第三期計画の成果と課題

令和2年度から令和6年度までの5年間を実施期間とする第三期計画においては、「すべての子どもと地域のミライをはぐくみ、ささえ、つなぐ、『教育のまち大村』」を基本理念に掲げ、「日本の未来や新たな価値を創造し、社会を生き抜く人間」「生涯にわたって学び、『大村』を愛し、『大村』を担う人間」を目指すべき人間像とし、各種施策に取り組んできました。

この第三期計画の時期は、誰もが予想だにしなかったコロナが猛威を振るった時期であり、第三期計画で掲げた施策の全てを十分には実施できませんでしたが、各施策の指標の実施状況及び分析については、下記のとおりです。

<目指すべき人間像1>

日本の未来や新たな価値を創造し、社会を生き抜く人間

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策	指標名	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
1	全国学力・学習状況調査平均正答率の全国比（全国を100としたときの値）	小国 97.4 小算 95.1 中国 92.4 中数 89.4	小国 99.7 小算 92.8 中国 100.3 中数 94.1	いずれも 100以上
2	「自分には良いところがある」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	80.0%	84.1%	100.0%
3	総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて情報を集め整理して調べたことを発表するなどの学習活動に取り組む児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小 64.7% 中 65.9%	小 72.0% 中 82.4%	80.0%
4	「運動が好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	小5 64.7% 中2 65.9%	小5 85.4% 中2 72.2%	小中 90.0%以上
5	外部人材を活用した学びの場を設定している学校の割合	—※	85.71%	100.0%

※施策5の基準値は、令和元年度以降に学校運営に関する諸調査の質問項目として設定されたため、平成30年度の実績値（基準値）がありません。

<指標の分析>

【施策1】

学校においては、校内研究を中心として「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等に取り組んできました。その効果がここ数年表れてきており、全国学力・学習状況調査の国語科において、小・中学校ともに全国平均とほぼ同じ結果となってい

ます。引き続き「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び各種学力調査（全国・県・市）を活用した学力向上の取組の推進、家庭学習の定着を図っていくことが必要です。

【施策 2】

「特別の教科 道徳」の授業を中心とした道徳教育の充実により、自己有用感や自他を大切にする児童生徒が増えています。今後も「考え、議論する道徳科授業」の実現を目指し、子どもたちの心を育てるとともに、保護者や地域の方々と連携を図り、家庭・学校・地域が一体となった取組を推進することが必要です。

【施策 3】

小・中学生ともに情報活用能力の向上が図られているものの、小学校においては指標の目標値を達成できていない状況にあります。発達段階に応じた意図的・計画的な指導の継続が必要です。

【施策 4】

運動に対する意識は、これまでの体力要素を補強するための授業実践を通して高まっています。しかしながら、指標の達成には至っていませんので、今後も継続した取組を進めるとともに、十分な睡眠時間の確保や食生活の在り方等について、家庭との連携が必要になっています。

【施策 5】

多くの学校において、地域の人材を活用した学習が進められており、地域の課題やその解決方法を見出す学びについても実践されています。今後は県教委研究指定「小中高が一体となったふるさと教育」の取組を市内へ広げることにより、児童生徒の主体的な学びを推進することが求められています。

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策	指標名	基準値 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 6 年度)
6	不登校児童生徒の割合（全児童生徒比）	小 0.76 中 3.65	小 2.81 中 9.19	小 0.5 中 3.0
7	【令和 3 年度～】 「朝食を毎日食べている」と回答した生徒（中学生）の割合（全国学力・学習状況調査）	84.1%	94.2%	100.0%
8-1	大村市教育・保育力向上研修会参加者数	250 人	426 人	250 人
8-2	園庭開放参加者数	500 人	—*	500 人
9	近隣の小学校（中学校）と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合（全国学力・学習状況調査）	86.3%	65.0%	100.0%

※施策 8-2 の実績値は、令和 5 年 3 月末の公立幼稚園閉園により終了したことから、実績値がありません。

施策	指標名	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
10	博物館や科学館、図書館を利用した授業を行う学校の割合（全国学力・学習状況調査）	18.4%	—※	100.0%
11-1	学校給食の喫食率 ※牛乳は除く (提供した給食量－食べ残した量)÷ 提供した給食量×100	98.4%	97.6%	99.0%
11-2	小中学校のトイレ洋式化率	43.7%	65.9%	63.0%

※施策10の実績値は、令和4年度以降、全国学力・学習状況調査から設問が廃止されたため、実績値がありません。

<指標の分析>

【施策6】

コロナ禍で他者との「より良い関わり方」を学んでこなかった子どもたちが、コロナ後に関わることへ不安を感じていたり、好ましくない関わり方に傷ついたりしました。また、「学びの積み重ね」ができなかった子どもたちが学習への不安を感じたり、自信を失ったことが理由として挙げられます。

【施策7】

過去5年間の結果をみると、「毎日朝食を食べている」と回答した生徒は毎年85%前後であり、大きな増減はない状況です。今後も引き続き生活習慣に関する保健指導や食育指導を継続し、朝食の重要性について啓発を行うことが必要です。

【施策8-1】

コロナ禍以降、令和5年度からは通常に戻して開催するとともに実施回数を増やし、幼児教育・保育施設以外の関係機関等へも周知したため、参加者数が増加しました。

【施策8-2】

園庭開放は、令和4年度末に全ての公立幼稚園を閉園したため廃止しました。

【施策9】

過去5年間で見ると、コロナ禍の影響もあり、令和2年度から令和3年度にかけて小中学校間の交流等が減少したことにより、令和4年度実績が36.7%と大きく減少しましたが、令和5年度は65%に改善し、回復傾向にあります。また、小学校と中学校で結果の差が大きく、各学校間で意識の差が見られました。

【施策10】

調査項目は令和4年度から廃止されています。関係機関等と連携し、見学や体験、研修等を行っています。コロナ禍で様々な活動が制限され、実際に出向いたりゲストティーチャーを招くことができない時期がありました。

【施策11-1】

各学校で食べ残しを減らすよう取り組んできましたが、コロナの影響で欠席者が多数いたこともあり、基準値を下回りました。

【施策11-2】

令和元年度から令和5年度にかけてトイレの洋式化を実施し、目標値を上回る65.9%を達成しました。今後は洋式化できていないトイレの計画的な整備を行う必要があります。

(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策	指標名	基準値 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 6 年度)
12	【令和 3 年度～】 「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童・生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	84.6%	84.1%	90.0%
13	人権教育講演会参加者の意識向上の割合	63.7%	73.2%	90.0%
14	大村市イングリッシュ・パフォーマンスコンテストの参加者数	—※	30 人 【(小) 20 人 (中) 10 人】	27 人以上 【(小) 各校 1 人以上 (中) 各校 2 人以上】

※施策 14 の基準値は、令和元年から本事業が始まったことから、平成 30 年度の実績値 (基準値) がありません。

< 指標の分析 >

【施策 1 2】

過去 5 年間で見ると、子どもたちのよいところを褒め、その良さを認める指導が浸透してきています。よりよい特別支援教育の実践を共有したり、協議したりすることで、さらに指導力の向上を図る必要があります。

【施策 1 3】

基準値と比較すると参加者の意識向上の割合は 10% 程度上昇しています。一方で授業実践に対して不安を感じている教員も多く、継続して人権教育への正しい知識理解や人権感覚の涵養を図る必要があります。

【施策 1 4】

令和 5 年度は前年度より参加者数が増え、目標値を達成しました。研修内容が一過性のものとならないよう、校内の取組や小中学校でつながりのある指導を進めていく必要があります。

< 目指すべき人間像 2 >

生涯にわたって学び、「大村」を愛し、「大村」を担う人間

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策	指標名	基準値 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 6 年度)
15-1	公民館講座受講者数	1,335 人	1,176 人	1,500 人
15-2	公立公民館の定例利用グループ登録者数	2,380 人	1,653 人	2,500 人
15-3	市民一人当たりの貸出冊数	3.49 冊	6.76 冊	9 冊
16	歴史資料館入館者数	—※	29,165 人	50,000 人
17	指定文化財の数	50 件	55 件	60 件

※施策 16 の基準値は、歴史資料館が令和元年 10 月 5 日に開館したため、平成 30 年度の実績値 (基準値) がありません。

<指標の分析>

【施策15-1】

コロナの影響により目標値は達成できていませんが、コロナの5類移行により行動制限が撤廃されてから、公民館講座の受講者数はコロナ禍以前に戻りつつあります。

【施策15-2】

定例利用グループ登録者数は、会員の高齢化が進んでいることから、年々減少しています。

【施策15-3】

全体の貸出冊数や貸出人数が令和3年度（実績値7.47冊）をピークに減少し、目標値には達していません。

【施策16】

企画展示室の入館者数はコロナ禍以前に回復する一方、常設展示室の入館者数が減少しています。

【施策17】

令和5年度実績値は向上しているものの、目標値には達していません。現在、専門職の欠員により、指定作業を一時停止している状況です。

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策	指標名	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
18-1	ながさきファミリープログラム研修の実施回数	28回	13回	40回
18-2	ココロねっこパレード in おおむらへの参加者数	280人	実施なし	350人
19-1	青少年健全育成協議会の主催行事への年間参加者数	14,860人	11,972人	16,000人
19-2	補導活動への年間延べ参加者数	1,653人	1,222人	1,700人
20-1	放課後子ども教室及びOMURA未来塾の実施箇所数	10箇所	12箇所	15箇所
20-2	コミュニティ・スクールの開設数	2箇所	8箇所	6箇所

<指標の分析>

【施策18-1】

コロナの影響により、対面型研修のながさきファミリープログラムの開催回数が令和2年度から大幅に低下しました。令和3年度以降は少しずつ回復傾向にありますが、目標値には届いていない状況です。

【施策18-2】

令和2年度から令和3年度までの間、コロナの影響によりココロねっこパレードが中止となりました。令和4年度及び令和5年度は、ココロねっこ運動の原点に立ち返るため、パレードではなく研修会を行いました。

【施策 19-1】

令和元年度から令和3年度までの間、コロナの影響により行事やイベントが中止になり、参加者数が減少しました。令和4年度から少しずつ行事が再開され、参加者数は回復傾向にありますが、目標値には届いていない状況です。

【施策 19-2】

令和元年度から令和3年度までの間、コロナの影響により補導活動が制限され、参加者数が減少しました。令和4年度から活動が再開され、参加者数は回復傾向にありますが、目標値には届いていない状況です。

【施策 20-1】

既存の「放課後子ども教室」に加え、中学校における学び直しを目的として、令和元年度に「玖島中学校 OMURA 未来塾」、令和2年度に「西大村中学校 OMURA 未来塾」を開設しましたが、目標値には届いていない状況です。

【施策 20-2】

令和5年度現在の開設数は8箇所、目標値を達成しました。学校と地域との連携・協働体制の確立が図られつつあります。

(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策	指標名	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
21	芸術・文化事業への年間参加者数	11,884人	66,971人 (ワールドドリームサーカスを除く場合 25,680人)	13,700人

< 指標の分析 >**【施策 21】**

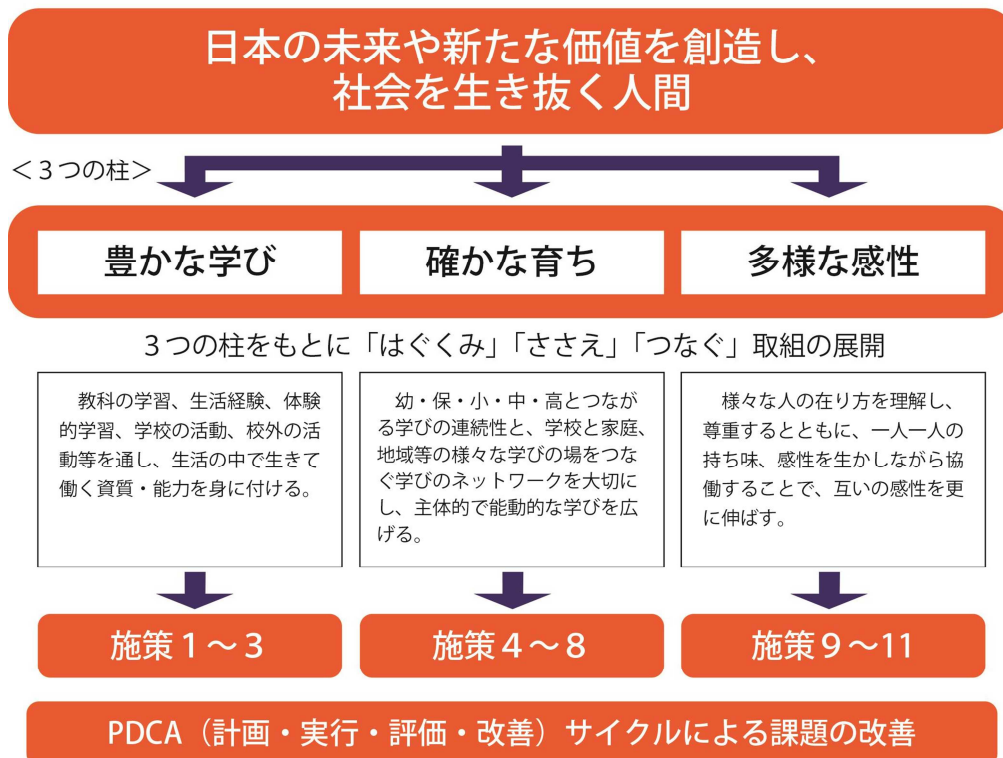
大村市文化・スポーツ振興財団（以下「振興財団」という。）、大村市文化協会等が行う事業は、コロナ禍以前と同様に開催されるようになり、芸術・文化事業への参加者数は回復傾向にあります。令和5年度は、市と振興財団の共催事業「ワールドドリームサーカス」を開催し、市内外から多くの観覧者が集まったことから、目標値を達成しました。

◎第四期計画では、不登校児童生徒の増加、公立公民館の定例利用グループ登録者数の減など、第三期計画において明らかになった課題に取り組むとともに、新たな課題への取組を立案して、実行していきます。

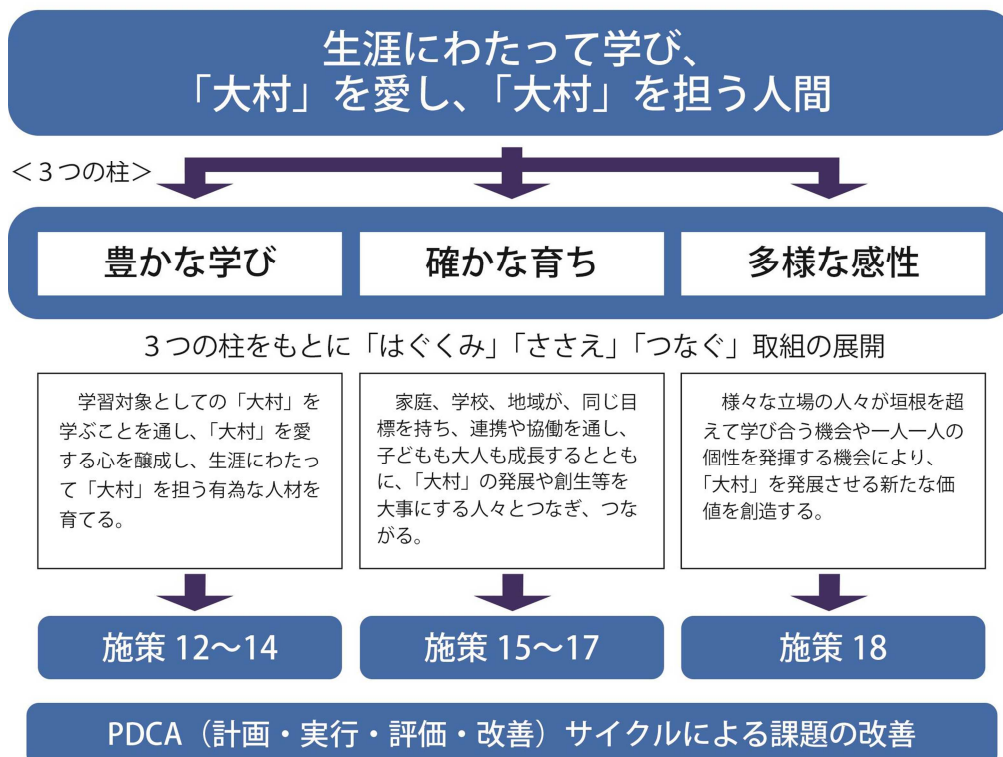
第2章 各論

施策の体系

<目指すべき人間像1>



<目指すべき人間像2>



<目指すべき人間像3>

学業はもとより、スポーツや文化芸術など、
一芸に秀でる人間

<3つの柱>

豊かな学び

確かな育ち

多様な感性

3つの柱をもとに「はぐくみ」「ささえ」「つなぐ」取組の展開

学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀である学生や海外の大学等に留学する学生を経済的にささえ、多様な学びの場につなぐ。

グローバル化する社会において必要とされる英語力を向上させ、スポーツを通じて健やかな心身をはぐくみ、一人一人の可能性を最大限に伸ばすことができるようささえる。

体験活動や文化芸術に接する機会の拡充や、芸術・文化団体等の事業経費の一部を助成することで、グローバルに活躍できる創造性を持った人間をはぐくむ。

施策 19

施策 3・11 (再掲)

施策 16・18 (再掲)

PDCA (計画・実行・評価・改善) サイクルによる課題の改善

<目指すべき人間像1>

日本の未来や新たな価値を創造し、 社会を生き抜く人間

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策1 「主体的・対話的で、深い学び」の実現を目指す授業の改善

- ① 各種調査を活用した学力対策
- ② 校内研究の充実
- ③ ICT機器を活用した学びの推進
- ④ 教科横断的な教育計画及び外部人材を活用した体験的な学びの充実

施策2 道徳教育の充実

- ① 「考え、議論する」道徳科授業の実施
- ② 全教育活動を通して行う道徳教育の充実
- ③ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施

施策3 「健やかな体」の育成

- ① 体力・運動能力調査を活用した体力向上の取組の推進
- ② 体育的行事・中学校運動部活動の質的な充実

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策4 生徒指導の充実

- ① 適切な児童生徒理解
- ② いじめ防止対策の充実
- ③ 教育相談体制の充実
- ④ 不登校対策の充実
- ⑤ 関係機関との連携

施策5 健康教育・食育の推進

- ① 自分の健康と食の重要性の理解を促す授業の充実
- ② 学校給食を核とした食育の実施
- ③ 家庭への情報発信と啓発
- ④ 学校給食環境の充実

施策6 幼児教育の充実・各校種間連携の充実

- ① 幼児教育の推進
- ② 幼保小連携
- ③ 小中連携
- ④ 中・高・特支連携

施策7 関係機関等との連携による学校教育の充実

- ① 歴史資料館との連携、市内の史跡・文化財の活用
- ② ミライ on 図書館との連携
- ③ 市内各施設等との連携

施策8 教育環境の充実

- ① 学校施設の整備・充実
- ② 学校規模適正化の推進

(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策9 インクルーシブ教育の実現を目指す特別支援教育の推進

- ① 学校における特別支援教育の計画的実施
- ② 校内支援体制の充実

施策10 人権教育、平和教育の推進

- ① 人権教育・平和教育の充実
- ② 市民の人権意識の高揚

施策11 国際教育の推進

- ① 英語力向上を目指す授業実践
- ② A L Tを活用したコミュニケーション能力の向上
- ③ イングリッシュ・スピーチコンテスト等の実施による英語力向上

＜目指すべき人間像2＞

生涯にわたって学び、 「大村」を愛し、「大村」を担う人間

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 12 生涯学習の充実

- ① 生涯学習を推進する環境の整備
- ② 指導者などの人材育成・確保
- ③ 学習プログラムの整備・充実
- ④ 住民の主体的な学習活動の推進
- ⑤ 図書館機能の充実

施策 13 郷土教育の推進

- ① 歴史資料館の充実
- ② 郷土教育の推進

施策 14 文化財の保護と活用

- ① 文化財の調査、保護、活用
- ② 民俗芸能の保存継承

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 15 家庭教育の充実

- ① 家庭教育力の向上
- ② 地域の社会教育関係団体との連携強化

施策 16 青少年の健全育成

- ① 家庭、学校、地域の連携強化
- ② 青少年を守る市民活動（ボランティア）の充実
- ③ 相談機能の整備・充実
- ④ 子ども会活動の活性化
- ⑤ 青少年の団体活動や体験活動の充実

施策 17 コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進

- ① コミュニティ・スクールの推進
- ② 地域学校協働活動の推進

(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策18 芸術・文化の振興

- ① 芸術・文化団体、小中学校文化クラブへの支援
- ② 芸術・文化に接する機会の拡充
- ③ 新たな芸術・文化活動に触れ、参加できる施設の整備

＜目指すべき人間像3＞

学業はもとより、スポーツや文化芸術など、
一芸に秀でる人間

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策19 様々な分野で活躍する人材の育成

- ① 給付型奨学金の充実

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策3 「健やかな体」の育成（再掲）

- ② 体育的行事・中学校運動部活動の質的な充実（再掲）

施策11 国際教育の推進（再掲）

- ③ イングリッシュ・スピーチコンテスト等の実施による英語力向上（再掲）

(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

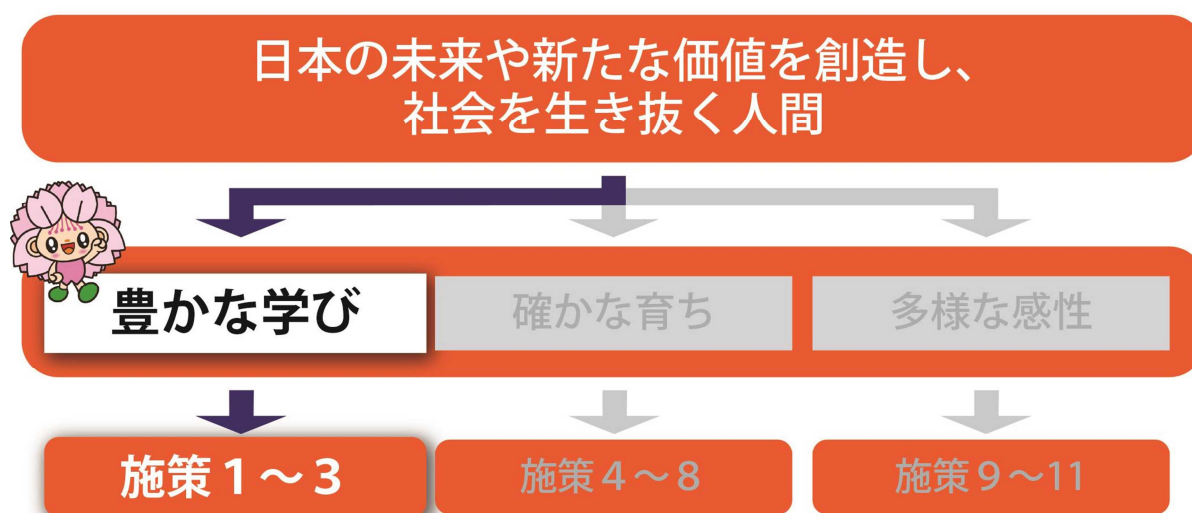
施策16 青少年の健全育成（再掲）

- ⑤ 青少年の団体活動や体験活動の充実（再掲）

施策18 芸術・文化の振興（再掲）

- ① 芸術・文化団体、小中学校文化クラブへの支援（再掲）
- ② 芸術・文化に接する機会の拡充（再掲）

<目指すべき人間像1>



(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

平成30年度及び令和5年度の全国学力・学習状況調査平均正答率の全国比（全国を100としたときの値）の結果は次のとおりです。

平均正答率	平成30年度	令和5年度	平均正答率	平成30年度	令和5年度
小学6年生 国語 (%)	97.4	99.7	中学3年生 国語 (%)	92.4	100.3
小学6年生 算数 (%)	95.1	92.8	中学3年生 数学 (%)	89.4	94.1

いずれの調査についても、中学校国語を除いて全国平均をやや下回る状況でした。また、同調査の令和5年度質問紙調査では、「自分には、よいところがあると思う」「どちらかといえば、あると思う」と回答した児童生徒の割合が84%であるなど、自己有用感や自他を大切にすることについては、比較的高い傾向にあります。

小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から、現行の学習指導要領が全面実施となり、改訂のキーワードとして「主体的・対話的で深い学び」、特別の教科 道徳における「考え、議論する授業」「カリキュラム・マネジメント」等が示されました。本市では、学習指導要領に対する各教員の理解を図るために、リーフレットを作成したり、研修会等を実施したりして、各学校における校内研究と授業実践の充実を図ってきました。こうした施策により、各教員の学習指導の改善・充実が促進されつつある一方で、授業改善に対するさらなる理解の深化や校内研究の継続が求められています。

また、平成28年中央教育審議会答申では、「子供一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めていく」ことが示され、令和3年中央教育審議会答申では、「個に応じた指導」を学習者の視点から整理した「個別最適な学び」を進めることの重要性が示されました。この「個別最適な学び」においては、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整できるようにすることが求められています。学習面や生活面における「個に応じた指導」を充実させ、学校での学習だけでなく、文化活動やスポーツ、地域の伝統行事に進んで取り組み、社会の一員として活躍し、仲間と力を合わせ、たくましく生き抜く人間の育成を目指します。

本市においては、令和4年度から「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」として、「中学校統一型制服の導入」「自信を持たせる学習評価の実施」「学校規模の適正化」の3つのプロ

プロジェクトに取り組み、令和5年2月に『『自信をもたせる学習評価』の在り方ハンドブック』を作成し、令和6年4月に中学校統一型制服を導入しました。

今後は、評価の改善や統一型制服導入後の成果や課題を検証・整理し、市内小中学校の運営の活性化や円滑化を推進します。さらに、市内のどの学校に通学しても同水準の教育を受けることができるよう学校規模の適正化にも取り組み、子どもたちの目線に立った学校運営を目指します。

豊かな学びをはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、各教科の学習、学校行事、生活経験、体験的な学び等を通して、児童生徒に生きて働く知識及び技能を身に付けることを目指して、施策1から施策3までの取組を行っていくこととしました。

施策1 「主体的・対話的で、深い学び」の実現を目指す授業の改善

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
全国学力・学習状況調査平均正答率の全国比 (全国を100としたときの値)	小国 99.7 小算 92.8 中国 100.3 中数 94.1	いずれも100以上
総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて情報を集め整理して調べたことを発表するなどの学習活動に取り組む児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小 72.0% 中 82.4%	小中 90.0%
外部人材を活用した学びの場を設定している学校の割合	85.7%	100.0%

<主な取組>

①各種調査を活用した学力対策

- 全国学力・学習状況調査、県学力調査、市学力調査を検証軸として、PDCAサイクルを確実に実行しながら、児童生徒の実態に応じた効果的な授業での学び及び授業外の学びを促す学力対策に取り組めます。

②校内研究の充実

- 市内小中学校の横断的つながりである教科・領域の各種研究会の研究を支援し、その成果を各学校に還元させることで、各学校の校内研究の充実及び教員の資質向上につながります。
- 「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」の一環で作成した「自信を持たせる学習評価のハンドブック」を活用し、実践・改善を通して評価の精度を高めていきます。

③ICT機器を活用した学びの推進

- 児童生徒用及び教師用のタブレット端末、デジタル教材、デジタルテレビ、無線LAN等のICT環境の年度更新と定期的メンテナンスの実施により、分かる授業の展開を支援します。
- 学校訪問等を通じて、ICT機器を活用した授業や情報モラル教育に関する教員の指導力向上を図るとともに、校内指導体制を確立し、効果的な授業実践の推進を図ります。
- 全教科・領域にわたって、情報を適切に処理する授業場面を充実させます。
- 道徳教育や人権教育との関連を図りながら、児童生徒の情報モラルの育成に努めます。
- 研修会の実施、教材の提供等を通じて、各小学校のプログラミング教育の指導計画、授業の在り方を確立させます。

- 学びの基盤となる情報活用能力の育成に必要な I C T機器の日常的な活用を図るため、教職員研修やデジタル教材等の活用、一人一台端末を活用した実践事例の創出・共有、I C T支援員の配置による学校支援等を通して I C T機器の効果的な活用を促進します。

④教科横断的な教育計画及び外部人材を活用した体験的な学びの充実

- 各学校が教科横断的・総合的な視点から教育計画を立案し、教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育、情報教育、環境教育、E S D（持続可能な開発のための教育）、主権者教育等に取り組みます。
- 教育課程実施状況を把握し、必要に応じて教育計画の見直し等を促します。
- 生活科や総合的な学習の時間等において、外部人材を活用した学びの場や体験的な学びの場を設定し、児童生徒が主体的に今日的な課題の最適解を見つけていく学習を推進します。

施策2 道徳教育の充実

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
「自分には良いところがある」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	84.1%	100.0%

<主な取組>

①「考え、議論する」道徳科授業の実施

- 各時間のねらいを明確にした指導計画の作成を通して、実践的・体験的活動、議論する活動を適切に取り入れた授業の確実な実践を推進します。
- 児童生徒が居場所があると感じ、自己有用感を感じられる学級経営に努めることで、児童生徒が本音を語り、真剣に議論する授業づくりにつなげます。

②全教育活動を通して行う道徳教育の充実

- 道徳教育推進教師を中心として、各学校における児童生徒の実態や課題、家庭や地域の期待を踏まえた重点目標を明確にした「道徳教育の全体計画」を作成し、全教職員が共通の課題意識をもって取り組む体制づくりを進めます。
- 各学校のホームページや学校だより等において「道徳教育の全体計画」を公開することで、家庭や地域の道徳教育に対する理解を深めます。

③「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施

- 家庭・学校・地域が協働して道徳教育を展開する教育環境づくりを進めるとともに、地域人材等の活用や体験活動の充実により、社会における規範意識等が育つ土壌となる心を耕します。

施策3**「健やかな体」の育成**

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
「運動が好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5 85.4% 中2 72.2%	小中 90.0%以上

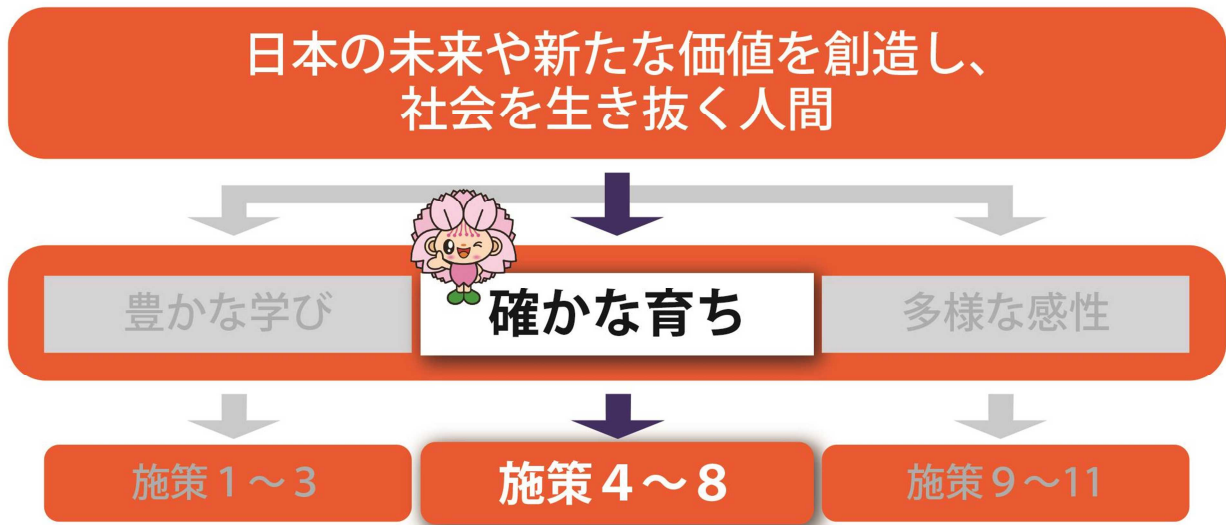
<主な取組>**①体力・運動能力調査を活用した体力向上の取組の推進**

- 長崎県児童生徒体力・運動能力調査の結果に基づいて、各学校で「体力向上アクションプラン」を作成・実践し、PDCAサイクルを推進することで、学校全体で児童生徒が運動を好きになる取組を進めます。
- 学校保健委員会と連携して、全中学校区において家庭で取り組む「メディアコントロール・チャレンジ」を実施します。

②体育的行事・中学校運動部活動の質的な充実

- 児童生徒が運動の楽しさや体を動かすことの心地よさを実感できるよう、各学校の運動会や体育大会、市主催の体育的行事の内容の工夫に取り組みます。また、「大村市立中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、中学校の運動部活動の質的な充実に努めます。
- 休日の部活動の地域移行は、令和7年度までに段階的な移行を進めます。
- 平日の部活動の地域移行は、令和8年度以降に検討します。
- 「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」の一環で導入した「中学校統一型制服」を、今後の部活動の地域移行に伴う、学校の境を越えた活動編制時における「チーム大村」の意識醸成に生かしていきます。

<目指すべき人間像1>



(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

不登校の児童生徒の全児童生徒に対する割合は次のとおりです。

小学生 (児童)	平成30年度	令和5年度	中学生 (生徒)	平成30年度	令和5年度
	0.76	2.81		3.65	9.19

コロナの影響で、他者との「よりよい関わり方」を学んでこなかったり、「学びの積み重ね」ができなかったことなどが重なり、不登校児童生徒の割合は増加の一途をたどっています。学校とともに新たな不登校を生み出さない対策を考え、対応しているものの、不登校に至る要因が多岐にわたり、かつ複雑になる傾向にあるため、改善に時間がかかったり、改善が難しい状況になったりするケースが増えています。このような状況から、各教職員が、生徒指導の基盤となる児童生徒理解の深化を図るとともに、教育相談力を含めた広義の生徒指導力を高めることが急務であると考えています。同時に、学校だけでは解決が難しいケースに対応するため、スクールソーシャルワーカーの派遣を行うなど、改善に向けて根気強く取り組んでいかなければなりません。

また、現行の学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という考え方が示され、今後は学校外の様々な事業所、団体、地域コミュニティ等と連携・協働して、児童生徒の学びを支えていくことが重要になってきます。それとともに、児童生徒の学びの連続性に注目し、幼児教育から初等中等教育、高等教育へとつながる学び、各学校段階で育成すべき資質・能力が明確になりました。各学校段階間の円滑な接続についても配慮しながら、自校の教育課程を計画し、実施していくことが求められています。そのような意味で、児童生徒同士や児童生徒と地域の人材をつなぐこと、児童生徒の各学校段階での学びをつなぐこと、児童生徒の今の学びを未来につなぐこと、といった様々な「つなぐ」ための施策を展開していくことが必要です。

学校施設及び設備については、老朽化が進行しており、適切な教育環境の確保と災害時の避難場所として、十分に対応できる機能を維持していく必要があります。また、児童生徒がより学びやすく利用しやすい学校施設の環境を整えていく必要があります。

そこで、確かな育ちをはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、幼・保・小・中・高・特支のそれぞれがつながる学びと、家庭と学校、地域、関係機関等の様々な場をつなぐ学びのネットワークを大切にし、主体的で能動的な学びを広げることを目指して、施策4から施策8までの取組を行っていくこととしました。

施策4 生徒指導の充実

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
不登校児童生徒の割合(全児童生徒比)	小 2.81 中 9.19	小 1.5 中 5.0

<主な取組>

①適切な児童生徒理解

- 各学校におけるいじめ対策委員会や不登校児童生徒についての情報交換会等の充実を促すことで、児童生徒に対する心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面からの統合的な理解を推進します。
- 人権教育・特別支援教育を基盤とした生徒指導・生活指導を実践するとともに、児童生徒や保護者に寄り添い、「ほめる」「認める」「励ます」ことを大切にする生徒指導力の向上に努めます。
- 児童生徒に対し、「ほめる」ことで自己肯定感を、「認める」ことで自己有用感を高め、構築された信頼関係の中で「励ます」ことを通して、児童生徒のさらなる自信や自尊感情の醸成に資する生徒指導を展開します。

②いじめ防止対策の充実

- 「いじめ防止基本方針」に則り、組織的な対応として、リーフレット「すべての子どもが笑顔の学校生活を」を活用して、未然防止、早期発見、解決、見届けを行います。
- いじめ認知の認識を是正し、初期対応を確実に行うよう努めます。

③教育相談体制の充実

- 教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の要請に応じて派遣することにより、臨床心理、社会福祉等の専門知識・技能を生かして、関係機関との連携を図ったり、児童生徒の心のケアを行うなど、児童生徒はもちろん、保護者や教職員の支援を行います。
- 各学校に、親しみやすく気軽に相談できる「心の教室相談員」を配置し、悩みや不安を抱えている児童生徒の初期段階での心の支援を行うとともに、スクールカウンセラー等へのつなぎを行います。
- 発達障害等の特別な教育的支援が必要な児童生徒に係る事例検討会への参加とともに、関係教職員に対する指導及び助言を行います。
- 教職員及び保護者を対象とする研修会等において、発達障害等の特別な教育的支援が必要な児童生徒に関する講話等を行います。

④不登校対策の充実

- 各学校の不登校対策担当者や不登校児童生徒の学級担任を対象とした研修会を実施することで、各学校の取組を共有・協議し、効果的な不登校対策を展開します。
- 空き教室を活用した「校内教育支援センター」を設置し、児童生徒の居場所づくりに努めます。
- 各学校の教室等に登校することができない児童生徒のニーズや特性に応じ、教育支援センター「あおば教室」や小中学生サポートルーム「conne（コンネ）」につなぎ、計画的かつ継続的に本人を支援することで、登校や社会的自立につなげていきます。
- フリースクールをはじめとした民間施設と連携・協働し、児童生徒の居場所や学びの場が確立できるよう、必要な支援を行っていきます。

⑤関係機関との連携

- 県や市の関係機関、関係団体、医療機関等との連携を密にし、情報共有を図ることにより、児童生徒や保護者の困り感に寄り添う支援を行います。

施策5

健康教育・食育の推進

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
健康であるために、食事をしっかり取ることは「大切だ」と回答した生徒(中学生)の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	83.9%	100.0%
学校給食の喫食率 (提供した給食量－食べ残した量)÷提供した給食量×100	97.6%	98.0%

<主な取組>

①自分の健康と食の重要性の理解を促す授業の充実

- 養護教諭部会や保健主事部会、栄養士研究会で各学校の情報を共有するとともに、健康課題の洗い出しを行い、各部会等において課題に応じた研修内容を設定します。
- 各学校の学校保健委員会において、朝食をはじめとした生活習慣全般の実態について情報共有し、学校三師（学校医・学校歯科校医・学校薬剤師）からの助言を受けたり、家庭への啓発の在り方について協議します。

②学校給食を核とした食育の実施

- 「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社会性及び協同の精神を養うこと」等を目指とする学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進につなげます。
- 栄養教諭の専門性を生かし、栄養価や残食等の学校給食における指導の充実を図ります。
- 集団での指導とともに、個別の指導も行っていきます。

③家庭への情報発信と啓発

- 「食育だより」を毎月発行し、家庭における食育（朝食の摂食、食品ロス、栄養バランス等）の啓発に取り組みます。
- 給食指導や食に関する指導の内容について、家庭へも周知を図るため、PTA等を対象とした給食試食会の実施や給食センター見学の実施等を行います。

④学校給食環境の充実

- 学校給食向上推進委員会の開催などを通じて、安全・安心で魅力あるおいしい給食について研究します。
- 子どもたちに安全・安心な学校給食を提供するため、使用する食材は、食品衛生法等を遵守し、細菌や残留農薬、添加物等に留意しながら、安全性が確保されたものを使用します。
- 学校給食における食物アレルギー事故を防止するため、鶏卵アレルギーに対応した除去食・代替食の提供を行うなど、食物アレルギー対策の充実を図ります。
- 食育の推進のため、「オール大村産給食」を実施するなど地場産物を積極的に活用します。
※天候の影響により、一部県内産を使用する場合があります。

施策6

幼児教育の充実・各校種間連携の充実

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
大村市教育・保育力向上研修会参加者数	426人	430人
近隣の小学校(中学校)と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合(全国学力・学習状況調査)	65.0%	100.0%

<主な取組>

①幼児教育の推進

- 幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、市内の幼稚園・保育園・こども園を対象とした教育・保育力向上研修会の開催などを通して、発達段階に応じたきめ細やかな教育活動と、子どもたちの育ちを支える教育環境の充実に取り組みます。
- 交流活動や合同研修会を通して、幼稚園・保育園・こども園及び小学校等と相互理解を図り、幼児期における学びの芽生えを小学校における自覚的な学びへとつないでいきます。
- 特別な配慮を必要とする子どもの個々の実態を把握し適切な支援を行うため、関係機関と連携・協働しながら、保育園等を対象とした専門的な研修の開催や巡回相談、4歳児発達支援相談事業等に取り組みます。

②幼保小連携

- 各学校に対し、就学時健康診断結果の情報及び保育園等からの特別に配慮を要する子どもの発達状態や家庭環境に関する情報を確実に引き継ぎます。
- 就学前における体験学習や、幼児と児童との交流活動を積極的に進めます。
- 幼児教育と小学校教育との相互理解を図り、学びに連続性・一貫性をもつカリキュラムの編成・実施を行うことで、小1プロブレムの解消に努めます。

③小中連携

- 確実な引継ぎの実施や小学6年生に対する入学説明時の体験授業の充実により、中1ギャップの解消に努めます。

④中・高・特支連携

- 中・高・特支連絡協議会の取組により、異校種教員の交流による教科指導研究を深めます。
- 生徒指導連絡協議会の取組により、生徒指導の連携・充実を図ります。
- 小中学校と特別支援学校の人事交流により特別支援教育力の向上、特別支援学校のセンター的機能を活用した関係機関との迅速かつ適切な連絡調整を図ります。
- 居住地校交流をはじめ、障がいの有無を超えた交流活動や共同学習を積極的に行います。
- 人事交流をしていない学校についても、特別支援教育に係る研修会等で情報を共有し、各学校における実践につなげていきます。

施策7

関係機関等との連携による学校教育の充実

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
指導計画の作成に当たって、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている学校の割合(全国学力・学習状況調査)	93.3%	100.0%

<主な取組>

①歴史資料館との連携、市内の史跡・文化財の活用

- 歴史資料館や市内の史跡・文化財等を積極的に活用し、社会科や総合的な学習の時間を充実させます。
- 社会科や総合的な学習の時間の学習内容と歴史資料館教育普及事業との連携を図る指導を通して、ふるさと教育の充実に努めます。

②ミライオン図書館との連携

- 県立・市立一体型図書館（ミライオン図書館）と連携し、各教科や総合的な学習の時間を充実させるとともに、司書教諭等の研修会を通して「学校図書館サポート」事業の周知を図ります。

③市内各施設等との連携

- 身近な事業所の協力により、小学校における町探検学習や社会科見学、中学校における職場体験学習等を体験的な学びとし、生活科、社会科、キャリア教育等を充実させます。
- 警察署、消防署、市長部局と連携し、通学路安全点検を行い、児童生徒の安全な登下校環境を整えるよう努めるとともに、危機管理マニュアル等の適切な見直しや実効性のある避難訓練を行うなど、安全教育、防災教育の充実に努めます。
- 青少年健全育成協議会（以下「健全協」という。）等地域の関係団体と協働し、学校の安全体制の充実に努めます。

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
小中学校の長寿命化着工数 (小中学校 21 校 84 棟のうちアセットマネジメント事業計画における令和 11 年度までの着工予定棟数 37 棟)	11 棟	37 棟

<主な取組>

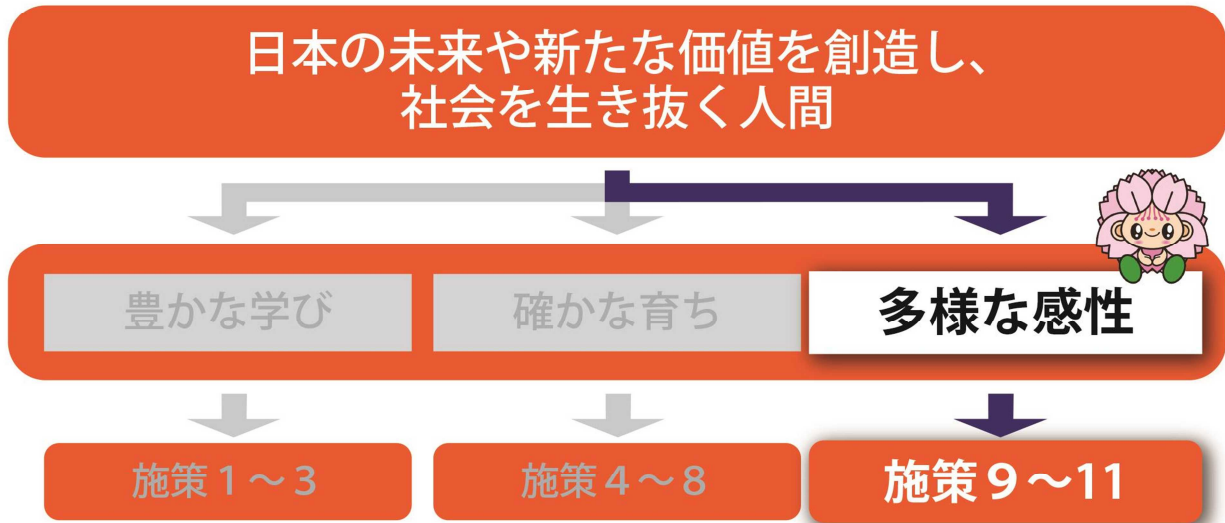
①学校施設の整備・充実

- 校舎や屋内運動場の劣化度を調査し、アセットマネジメント事業計画及び学校施設長寿命化計画に基づき、児童生徒の安全性の確保や適切な教育環境の充実に図りつつ、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するための施設整備に取り組みます。
- 学校施設は子どもたちの活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所であることから、定期的な点検を実施するなど適切な施設管理を行い、安全・安心な教育環境の確保に努めます。
- 和式トイレに不慣れな児童生徒のストレス、健康面に配慮し、洋式化できていないトイレの洋式化に取り組みます。
- 障がいのある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障がい者等の利用等に支障が生じることのないよう、計画的に学校施設のバリアフリー化に取り組みます。
- 普通教室・特別教室について、児童生徒が快適に学べる学習環境を整備するため、計画的にエアコンの整備に取り組みます。
- 児童生徒等の安全確保のため、不審者侵入防止対策として、市内の全小中学校を対象に、計画的に防犯カメラの整備に取り組みます。
- 学校施設における十分な照度確保と省エネルギー化のため、市内の全小中学校を対象に、計画的にLED照明の整備に取り組みます。
- 近年の気温の上昇等による暑さ対策として、市内の全小中学校を対象に、冷水器の設置に取り組みます。

②学校規模適正化の推進

- 今、学校で求められる学びは、「主体的・対話的で深い学び」であり、この学びには、子ども一人一人の学習進度や個性を大切に「個別最適な学び」と集団と協力して課題に取り組む「協働的な学び」をバランスよく組み合わせることが必要です。多様な学習活動を支える場所、時間、設備等の学習環境を整えると同時に、適切な規模の学習集団の形成が求められています。市内のどの学校に通学しても同水準の教育を受けることができるよう、「学校規模の適正化」に努めます。
- 学校規模適正化の基本方針
 - ・改革の視点は、保護者や地域の意見を傾聴し、それぞれの学校の特色を生かすこと、35人学級を中心に適正規模の調整に努めること、児童生徒数の推移を見ながら、継続的に、段階的に進めることとしています。
 - ・改革の方向性は、原則として学校の統廃合は行わず、学校や地域の状況等を踏まえながら「特別転入学制度の拡充」「施設一体型小中学校の整備」「通学区域の見直し」の3つの方法で推進します。
 - ・学校施設の長寿命化計画に基づく将来を見据えた施設改修や増築により、効率的・効果的な教育施策を進めます。

<目指すべき人間像 1 >



(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

平成28年中央教育審議会答申では、教育基本法が目指す教育の目的や目標に基づき、子どもたちの現状や課題を踏まえつつ、2030年とその先の社会の在り方を見据えながら、学校教育を通じて育てたい子どもたちの姿として、「他者への思いやりを持って多様な人々と協働する」「変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていく」といった姿を挙げています。児童生徒一人一人には多様な可能性があり、互いの異なる背景を尊重し、様々な得意分野の能力を伸ばしていくこと、社会で生きていくために必要となる力をバランス良く身に付けていけるようにすることが重要になります。特に、これからの日本は、外国人の人口が増えていくことが見込まれ、国際化が進みます。また、インクルーシブ教育^{*4}や性的マイノリティ（LGBTQ+）への理解の推進により、個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことが当たり前になります。

このようなことから、多様な感性をはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、様々な人の在り方を理解し、尊重するとともに、一人一人の持ち味、感性を生かしながら協働することで、互いの感性を更に伸ばすことを目指して、施策9から施策11までの取組を行っていくこととしました。

施策9

インクルーシブ教育の実現を目指す特別支援教育の推進

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思うと回答した児童・生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	87.9%	90.0%

^{*4} インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ教育のこと。

<主な取組>

①学校における特別支援教育の計画的実施

- 特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当者を対象とした研修会を実施することで、よりよい特別支援教育の実践を周知啓発するとともに、互いの取組を共有し、協議することにより、各学校の関係教員の指導力を高めます。
- 特別支援教育専門の指導教諭、発達支援アドバイザーを各学校に派遣し、各学校の児童生徒の実態に応じた教育支援について指導助言することで、担当教員の指導力を高めます。
- 指導教諭2名を全ての小中学校に派遣し、特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒の環境調整の支援も行います。

②校内支援体制の充実

- 校長の明確な方針の下で、特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校における児童生徒の実態や課題に基づいた計画を立案し、機能的な校内支援体制づくりを進めます。
- 児童生徒本人及び保護者との合意形成を図り、個別の支援・指導計画に基づいて児童生徒一人一人の能力が発揮でき、必要な力を身に付けていける環境を整えます。
- 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を開催し、学校における役割の理解や各関係機関との連携について指導・支援を行います。
- 特別支援教育を専門とする指導教諭を各学校に派遣し、児童生徒の実態や課題に基づいた計画の立案を支援します。
- 日常の学校生活において支援を要する児童生徒の在籍する学級・学校に、低学年補助員、要配慮児在籍校補助員、特別支援学級補助員、学力向上補助員等を配置し、それぞれの対象児童生徒が学習環境や生活環境に適応できるよう支援します。
- 各学校の状況を十分に把握し、各種補助員を適切に配置します。

施策10

人権教育、平和教育の推進

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
人権教育講演会参加者の意識向上の割合	73.2%	90.0%

<主な取組>

①人権教育・平和教育の充実

- 各学校の平和・人権担当者に対し、平和・人権に関する校内研修の計画的な実施を支援するとともに、研修会や講演会を通じて、教職員の平和・人権意識を高めます。
- 各学校の教育活動全体を通して、計画的に適切な指導を行い、児童生徒の発達段階に応じた人権に対する正しい知識を身に付けさせ、自他を大切に思う心や態度を養います。
- 12月の「人権週間」や「人権の花」等の人権教育推進事業により、児童生徒の人権尊重の意識を高めます。
- 自殺予防対策に基づく児童生徒への啓発を行います。
- 毎年各学校で開催する8月9日の平和集会に向け、児童生徒の発達段階に応じた平和学習に取り組み、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ばせるとともに、平和を愛する豊かな心を育てます。
- 戦争や平和に関する歴史を学ぶことにより、児童生徒の平和に関する意識を高めます。

②市民の人権意識の高揚

- 教職員向けの人権教育講演会を保護者にも開放し、市民の平和・人権意識の向上に努めます。
- 人権に係る問題の多様化に対応したライブラリー教材を充実させるとともに、関係機関との連携により、市民の平和・人権意識の高揚に向けた啓発を行います。

施策 11 国際教育の推進

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
大村市イングリッシュ・スピーチコンテストの参加者数	30 人 【(小) 20 人 (中) 10 人】	35 人以上 【(小) 各校 1 人以上 (中) 各校 2 人以上】

<主な取組>

①英語力向上を目指す授業実践

- 小学校第 3、4 学年の「外国語活動」、第 5、6 学年及び中学校の「外国語科」の指導に関する研修会を実施し、関係教員の指導力や連携を高めます。

②ALT を活用したコミュニケーション能力の向上

- 児童生徒と ALT（外国語指導助手）の直接的な交流を充実させ、実践的なコミュニケーション能力を高めるとともに、自国文化や異文化に対する理解を深めます。
- 国際理解教育にとどまることなく、ALT や在外教育施設勤務経験者、ALT コーディネーター等を活用し、国際感覚を身に付けさせる教育の実践に努めます。

③イングリッシュ・スピーチコンテスト等の実施による英語力向上

- イングリッシュ・スピーチコンテスト、イングリッシュデー等の実施内容を工夫し、児童生徒の英語力の向上を支援します。

<目指すべき人間像2>

生涯にわたって学び、
「大村」を愛し、「大村」を担う人間



豊かな学び

確かな育ち

多様な感性

施策 12~14

施策 15~17

施策 18

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

市民の学習意欲は、社会の変化に応じて多様化し、ますます盛んになっています。市内においても、公立公民館だけでなく、住民センターやふれあい館などでも講座が行われています。多様な学習ニーズに即した魅力ある学習機会を提供するためには、全ての市民が学びやすい環境の整備を図る必要があります。いつでも学びたい時に学ぶことができ、成果を上げることができるよう、生涯学習施設を整備するなど、教育委員会はその役割を果たさなければなりません。

また、地域住民の交流の場である町内公民館は、生涯学習の場であるとともに、社会教育活動の拠点として、その果たす役割はますます重要となっています。しかし、多くの公民館が施設の老朽化に伴い、増改築や補修等の工事が必要となっており、その支援を強化していく必要があります。

本市の公立公民館で活動している定例利用グループは、令和6年5月現在、約140のグループが登録されていますが、メンバーの高齢化により年齢層が高い方の利用が多い傾向にあります。グループ活動を継続していくためには、世代を問わずより幅広い世代の方に利用していただけるような工夫が必要です。

さらに、市民の学習ニーズが高度化、多様化している現在、幅広い分野でより優れた資質と専門的な能力を持つ指導者が求められています。指導者となりうる人材を発掘するとともに、生涯学習リーダーを養成する講座等を開催し、地域住民の学習意欲を高めていく必要があります。

図書館については、全ての市民に図書館の機能や魅力が浸透しているとは言えず、様々な機会を通じ周知を図ることが必要です。また、多様なニーズに応じたサービスが提供できるよう、さらに図書館機能を充実させる必要があります。

郷土教育については、令和元年に歴史資料館を開館させ、常設展や特別展・企画展などの展示活動、講演会や講座などの教育普及活動を行ってきました。年間3万人弱の来館がありましたが、まだまだ歴史資料館の役割や機能、魅力などが一般の市民に十分浸透しきれておらず、入館者数が伸び悩んでいる状態です。開館から5年が経過し、展示内容の見直し、映像機器やコンテンツなどの更新が必要な時期となっています。

また、学校への郷土教育の取組については、郷土史クラブ事業や出前授業などを行ってきましたが、地域や学校規模によって取組に差があり、全ての小中学校で取り組めていない現

状があります。今後さらに郷土教育の推進体制を整え、事業の拡大を図っていく必要があります。

文化面では、遺跡内の開発と埋蔵文化財の保護をいかに両立させるかが課題です。また、重要な文化財の保護や指定について、市民理解を高めていくことが課題です。民俗芸能保存団体においては、後継者不足と活動資金不足が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、施策12から施策14までの取組を行っていくこととしました。

施策12 生涯学習の充実

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
公民館講座受講者数	1,176 人	1,360 人
公立公民館の定例利用グループ登録者数	1,653 人	1,700 人
市民一人当たりの貸出冊数	6.76 冊	8.0 冊

<主な取組>

①生涯学習を推進する環境の整備

- 幅広い世代の市民が、公立公民館を生涯学習の拠点として活用できるよう、市民のニーズに対応した運営を努めます。
- 公立公民館以外で行われている講座や活動の状況把握に努め、必要に応じて連携を図ります。
- 定期的に施設のモニタリングなどを実施し、ニーズに対応した施設の改修や備品等の整備を行います。
- 各町内公民館に対し、新築・増改築・用地購入等の補助を行うとともに、状況調査を行い、実情把握に努め、より効果的な環境整備支援の在り方について研究します。

②指導者などの人材育成・確保

- 生涯学習リーダーとなりうる人材の発掘を行うとともに、社会教育関係団体や関係部署と連携し、地域住民の多様な学習ニーズに応える指導者の確保に努めます。
- 公民館活動に関わる方々の意識向上を図るため、公民館連絡協議会等と協力して研修会を実施します。

③学習プログラムの整備・充実

- 多様な市民の学習意欲に応えるため、講座受講者へのアンケートを実施して、市民のニーズを把握し、魅力ある講座を企画します。
- 県や市町、大学等で実施している生涯学習講座を紹介する「ながさき県民大学」と連携するとともに、市の広報紙やホームページ、公式フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、積極的に情報発信を行います。
- 視聴覚ライブラリーの教材及び機材を整備し、利用促進を図ります。

④住民の主体的な学習活動の推進

- 定例利用グループの活動を支援し、次の世代につなげるため、定例利用グループの会員を講師としたグループ連携講座を開催し、各グループへの加入促進を図ります。
- 各公立公民館での公民館まつりを通じて、各グループ間の交流を図るとともに、定例利用グループの活動内容をアピールすることで市民と定例利用グループをつなぎます。

⑤図書館機能の充実

- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民の読書活動や課題解決をサポートするため、市民のニーズに応じた図書館資料を整備します。
- 市民が抱える課題の解決をサポートするため、司書職員の研修受講を積極的に進め、資質向上を図り、レファレンスサービスの強化を図ります。
- 講座やコンサートなどのイベントを開催するとともに、様々な図書資料の展示を行うことで、新たな図書との出会いを創出し、市民の読書活動を推進します。
- 読み聞かせボランティアによるイベントや、ボランティアの人材育成・能力開発を図る講座を開催することで、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 学校、地域、関係機関等との連携強化を図り、市民や子どもの読書活動を推進します。
- 市の広報紙やホームページ、公式フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、図書に関する動画等を作成・配信するなど、図書館情報の発信に努めます。

施策 13

郷土教育の推進

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
歴史資料館入館者数	29,165 人	40,000 人

<主な取組>

①歴史資料館の充実

- より多くの市民に郷土の歴史に触れてもらうため、また歴史資料館の更なる魅力向上のため、展示内容の定期的な見直しとともに、映像機器やコンテンツ、ホームページなどを適切に更新します。また、図書館との連携企画などを行い、入館者数の増に取り組みます。
- 貴重な歴史遺産を後世に継承するため、引き続き歴史資料の収集・保存活動を行います。

②郷土教育の推進

- 歴史資料や図書を活用し、大村市中央公民館などでの市民講座や歴史資料館での教育普及活動を通じて、市民に郷土の歴史や先人の功績の周知に努めます。
- 小中学校における郷土史クラブなどの取組を通して、郷土のおおむらを理解し、親しみを持つ子どもたちが増えるような取組を進めます。
- 学校等で活用できる郷土学習用のコンテンツを作成します。

施策 14

文化財の保護と活用

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
指定文化財の数	55 件	60 件

<主な取組>

①文化財の調査、保護、活用

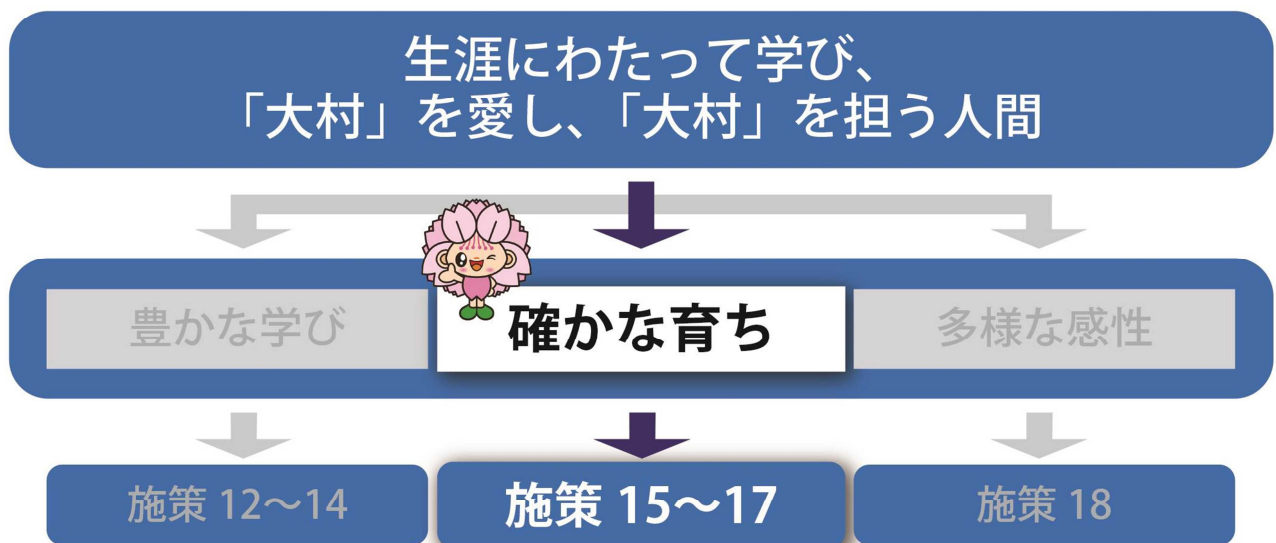
- 地域に埋もれた文化財の調査を進めるとともに、重要な文化財については指定・保護し、未来へつなぎます。

- 各種開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護と適切な開発行為の両立を図ります。
- 国指定等の文化財の維持管理に努め、未来へつなぐため保存整備を進めます。
- 文化財保護行政への市民理解を得るため、歴史資料館と連携して周知活動を行います。

②民俗芸能の保存継承

- 民俗芸能が未来につながるよう、活動経費の一部を助成するなど、保存団体を支援します。
- 保存団体同士の交流などにつながるよう、各保存団体の活動情報の共有に取り組みます。

<目指すべき人間像2>



(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

現代は、「VUCA（「Volatility：変動性」「Uncertainty：不確実性」「Complexity：複雑性」「Ambiguity：曖昧性）」の時代」と呼ばれ、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化等の影響により、地域間だけでなく家族間のつながりまでが希薄化する傾向にあることが懸念されています。さらに、交通事故や不審者による声かけなど、子どもたちの安全・安心を脅かす事例が後を絶たず、子どもたちを取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。

子どもが家族と一緒に楽しむ機会を得ることは、「命の尊厳」の土台をつくることでもあり、孤立する家庭への支援とともに、広く子育てについて学ぶ機会や親が子どもと共に過ごす機会を提供することが必要です。

子どもたちが、「大村」を愛し、「大村」を担う人間に育つためには、地域の教育力を向上させていくことが急務です。地域の中で人と人とのつながりを深めながら、子どもたちが地域に愛着を持ち、地域の良さに気づくような活動や体験を社会教育関係団体との連携により進めていくことが大切です。そのためには、大人が子育てについて改めてその在り方を見直し、その上で家庭・学校・地域が連携・協働し、それぞれの立場から具体的な取組を実施していくことが重要です。

青少年の犯罪については、全国的に減少傾向にあるものの、「犯罪の低年齢化」「青少年の性犯罪の増加」といった新たな問題が生じています。犯罪の芽は小さなうちに摘むことが大切であり、そのためにも社会全体が温かい目で子どもたちを見守ることが何よりも重要です。

子どもたちは、地域の異年齢の交流活動の中で様々なことを学び、社会性などを身に付けていきます。その活動の一つとして、遊びや体験を通じて楽しみながら自主性を培う「子ども会活動」は有益です。現在、子ども会への加入率の低下が顕著であるため、子ども会活動への積極的な支援が必要です。イベント内容の充実もさることながら、各子ども会間の連携や交流も重要です。また、子ども会の加入率を上げるためには、今より広いエリアでの単位子ども会づくりや校区での組織づくりを進めていく必要があります。加えて、子どもたちの生きる力を育むには、自然や社会の現実に触れるなど実体験が必要です。併せて、体験を通して感動したり、驚いたりしながら実際の生活や社会、自然の在り方を学んでいきます。家庭や地域社会での活動を通じて体験することが本来の姿であり、かつ効果的であることから、体験活動の機会を拡充していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、施策15から施策17までの取組を行っていくこととしました。

施策15 家庭教育の充実

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
ながさきファミリープログラム研修の実施回数	13回	24回
ココロねっこ啓発イベントへの参加者数	115人	180人

<主な取組>

①家庭教育力の向上

- 子育てにおける不安や悩みを話し合い、家庭教育について参加者が主体となって楽しく学べる「ながさきファミリープログラム」の推進を図ることで、子どもの「基本的な生活習慣」や「家庭学習」の定着に努めます。
- 健全協やPTAなどの社会教育関係団体や各事業所と積極的に連携し、家族団らんの機会を持つための「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発に努めます。
- 親子の絆を育むため、子育てに関する講座や読み聞かせの会などのイベントを開催します。

②地域の社会教育関係団体との連携強化

- 子どもたちの心の根っこを育てるために大人の在り方を見直し、みんなで子どもたちを育てる長崎県独自の「ココロねっこ運動」を推進するとともに、そのリーダーである「ココロねっこ指導員」の資質向上と、運動の担い手である「ココロねっこ推進員」の配置を促進します。
- 健全協やPTAなどの社会教育関係団体と協働し、魅力ある行事づくりを支えるとともに、地区懇談会等へも積極的に参加し、情報提供や指導助言を行います。

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
青少年健全育成協議会の主催行事への年間参加者数	11,972 人	15,000 人
補導活動への年間延べ参加者数	1,222 人	1,500 人
大村市子ども会育成連合会主催等事業への参加者数	294 人	380 人

<主な取組>

①家庭、学校、地域の連携強化

- 地域との協働により、青少年の非行・事故防止キャラバンを全小学校区で実施します。
- 青少年の非行・被害の未然防止のために、各地区・校区健全協の地区懇談会等において青少年問題に関する情報の提供を行います。

②青少年を守る市民活動（ボランティア）の充実

- 少年補導委員が自覚と誇りを持ち、「愛の声かけ」を中心とした補導活動を実施できるよう、研修会の充実を図ります。
- 健全協やPTAなどと協力し、有害図書類販売店等への立入調査を行い、有害環境の改善に努めます。
- 「子ども110番の家」を拡充し、児童生徒の登下校や放課後の安全・安心の確保に努めます。
- 「自転車マナーアップ運動」を実施し、自転車の二重ロックの推進と自転車利用に関するマナーの向上に努めます。
- 「わんわんパトロール隊」を市内全域に拡充できるよう支援します。

③相談機能の整備・充実

- 少年センター、大村市民生委員児童委員協議会連合会、子育て支援センター等で構成する相談業務担当者会を核とし、児童虐待などの課題を対象とした学習会を行うなど、相談員のスキルアップに努めます。
- 各関係機関で情報を共有し、課題解決に取り組むなど、組織の連携強化を図ります。
- 県と連携し、「メディア安全指導員」の活用について積極的に情報発信を行います。
- 相談窓口の周知を図るため、市ホームページ、少年センターだより等を通じて積極的な広報・周知に努めます。

④子ども会活動の活性化

- 保護者のニーズや地域の実情の把握に努め、大村市子ども会育成連合会とともに持続可能な組織体制や活動内容について研究し、子ども会活動の充実を図ります。
- 公民館だより、入会案内チラシ等の配布により、子ども会活動の周知啓発を行うとともに、子ども会への加入促進を図ります。
- 次世代を担うリーダーの育成、指導者のスキルアップや新規指導者の育成を行い、県又は市子ども会育成連合会が主催する各種研修への積極的な参加を促します。

⑤青少年の団体活動や体験活動の充実

- 公立公民館で開催する「夏休みこどもワクワクひろば」や「冬の子ども教室」において、多様な分野の講座を実施し、その楽しさや達成感を味わうことで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。
- 「三浦野性の森放課後子ども教室」「松原宿寺子屋塾」「英語学習放課後子ども教室」の実施や、「大村城南高校地域開放講座」への協力など、多くの子どもたちが年間を通じて様々な学習をすることができる機会を創出します。
- 子ども科学館において体験型の科学実験教室を開催し、子どもたちへの科学に関する知識の普及と啓発を図ります。
- 子どもたちの自主性、協調性、社会性を養い、心身ともに健全な人材を育成する青少年団体の活動を支援します。

施策17

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進

指標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
コミュニティ・スクールの開設校数	8校	21校
放課後子ども教室及びOMURA未来塾の参加者数	327人	360人

<主な取組>

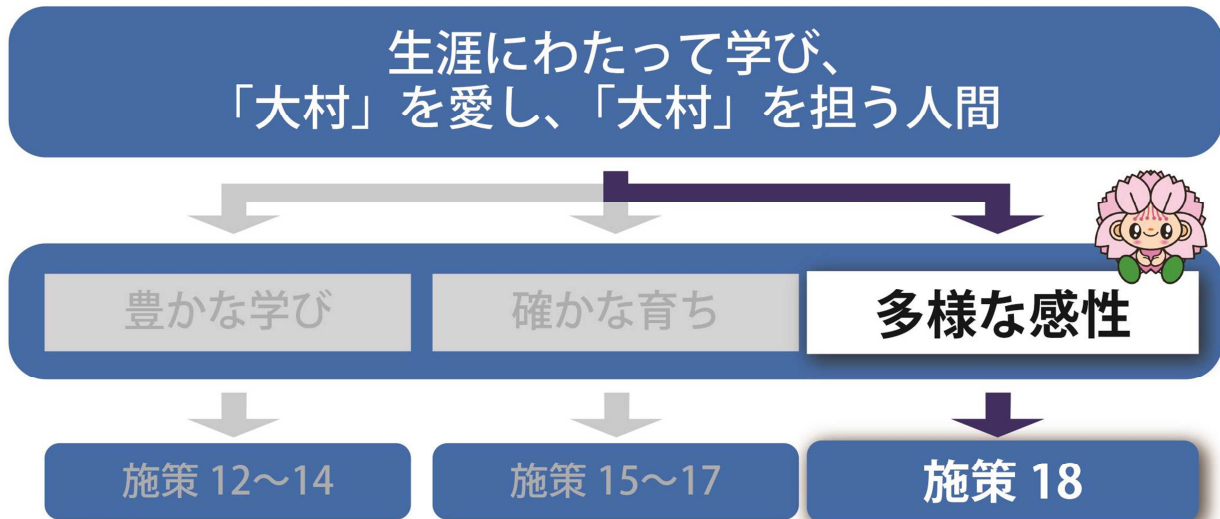
①コミュニティ・スクールの推進

- コミュニティ・スクール導入校における積極的な協議・活動を支援するとともに、未導入校においてコミュニティ・スクールの開設を推進します。

②地域学校協働活動の推進

- 地域と学校が連携して行う地域学校協働活動を推進できるよう、ネットワークづくり（「地域学校協働本部」）の支援を行います。
- 「放課後児童対策パッケージ」や「こどもの居場所づくりに関する指針」について情報を収集しながら、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携を図ります。
- 小学生を対象とした「放課後子ども教室」の実施校数を増やし、学習・生活習慣の定着や異学年の交流を図ります。
- 中学生を対象とした「OMURA未来塾」の実施校数を増やし、学び直しのための学習を支援します。

<目指すべき人間像2>



(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

多くの文化団体において、会員の高齢化や新規加入者の伸び悩みにより、安定的な活動の継続が難しくなっていることが課題となっています。また、様々な芸術・文化活動に関し、市民が気軽に参加したり、鑑賞できる機会が比較的少ないことが課題となっています。

大村市体育文化センターの利用者が高止まりしており、市民の円滑な利用機会の確保が難しくなってきました。

以上のことから、施策18の取組を行っていくこととしました。

施策18 芸術・文化の振興

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
芸術・文化事業への年間参加者数	25,680人	30,000人

<主な取組>

①芸術・文化団体、小中学校文化クラブへの支援

- 市民の文化活動の振興を図るため、文化団体の事業経費の一部を助成するなど、文化団体を支援します。
- 市内小中学校の文化クラブ等に対し、九州・全国大会へ出場する際の経費の一部を助成することで、子どもたちの文化活動を支援します。

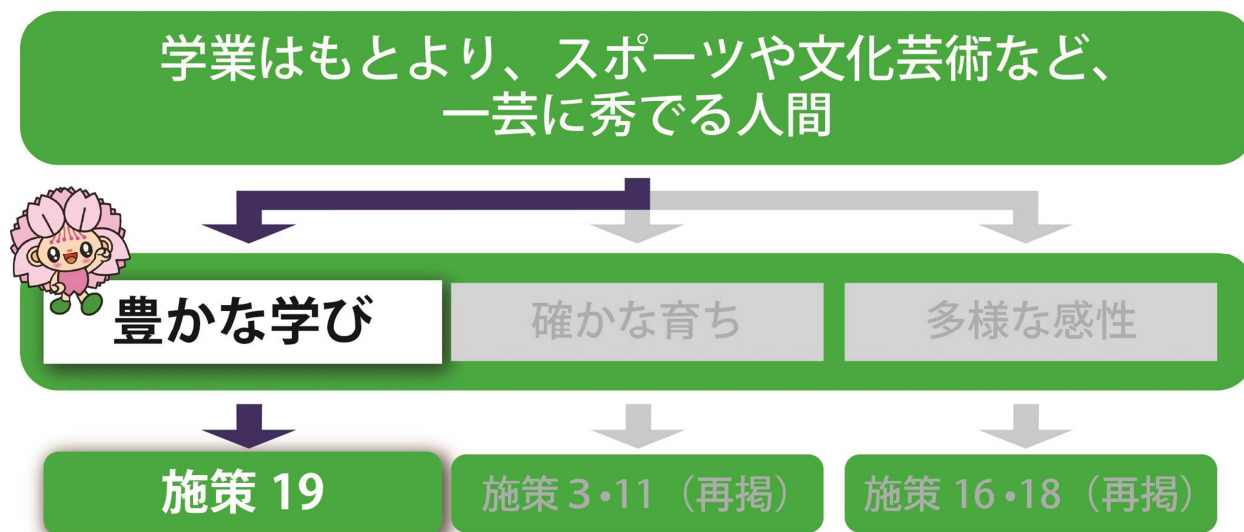
②芸術・文化に接する機会の拡充

- 美術展、コンサート等を開催し、子どもから高齢者まで幅広い市民が芸術・文化に触れる機会をつくります。
- 子どもたちが将来、芸術・文化の担い手となるきっかけ作りとして、プロの合奏団の演奏を鑑賞し、体験するスクールコンサートや、大村市文化協会の人材を生かしたゲストティーチャーの学校派遣などを継続して行います。

③新たな芸術・文化活動に触れ、参加できる施設の整備

- 新たな文化ホールについて、関係部署と連携し、新たな体育館及び武道館とともに、整備の検討を進めます。
- 新たな文化ホールにギャラリー機能を付加できないか、併せて検討します。

<目指すべき人間像3>



(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

持続可能な社会の存続に関わる人口減少問題や地球温暖化問題、福祉、人権、平和教育をはじめとする多文化共生社会問題等、地球規模の課題においても先行きが不透明な現行において、子どもたちには、予測困難な社会を主体的に生きていくための力を育成する必要があります。

子どもたちが小さな目標を達成する度に、「ほめる」「認める」「励ます」ことで、自己肯定感や自己有用感が心の中にしっかり生まれ、新たな目標や挑戦につながり、認められた児童生徒が嬉しい日々を過ごし、その思いが学校や地域を明るく変えてくれるものと考えます。

また、「一芸に秀でる者は多芸に通ず」という諺があります。何か一つの道に秀でる者は、他の道でも秀でるようになるという意味です。一芸に秀でることで、その分野だけでなく、他の分野でも活躍できる人材、社会で活躍できる人材を育成することができると考えます。

さらには、全国規模の競技大会等で活躍が期待できる次世代アスリートや、日本の芸術・文化の永続的な継承や発展、発信に向け、芸術・文化を創造し支える人材を育みます。

そのため、全ての子どもたちが、教科等の学習はもとより、スポーツや文化、民俗芸能など、興味あることに打ち込み、一芸に秀でる教育を推進することとし、施策19、再掲として施策3、11、16及び18の取組を行っていくこととしました。

施策19 様々な分野で活躍する人材の育成

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
おおむらの ∞MURAミライno奨学金(給付型奨学金)の新規受給者数	1人	5人

<主な取組>

①給付型奨学金の充実

- 学業はもとより、スポーツ、芸術・文化活動で成果を挙げ、将来の活躍が期待できる大学生に奨学金を給付します。

- 海外の大学又は大学院に留学する学生を給付型奨学金の対象とし、グローバルに活躍する人材を育成します。
- 奨学金制度について、市の広報紙やホームページ、公式フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、積極的に情報発信を行います。

<目指すべき人間像3>



(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策3 「健やかな体」の育成（再掲）

<主な取組>

②体育的行事・中学校運動部活動の質的な充実（再掲）

- 児童生徒が運動の楽しさや体を動かすことの心地よさを実感できるよう、各学校の運動会や体育大会、市主催の体育的行事の内容の工夫に取り組みます。また、「大村市立中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、中学校の運動部活動の質的な充実に努めます。
- 休日の部活動の地域移行は、令和7年度までに段階的な移行を進めます。
- 平日の部活動の地域移行は、令和8年度以降に検討します。
- 「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」の一環で導入した「中学校統一型制服」を、今後の部活動の地域移行に伴う、学校の境を越えた活動編制時における「チーム大村」の意識醸成に生かしていきます。

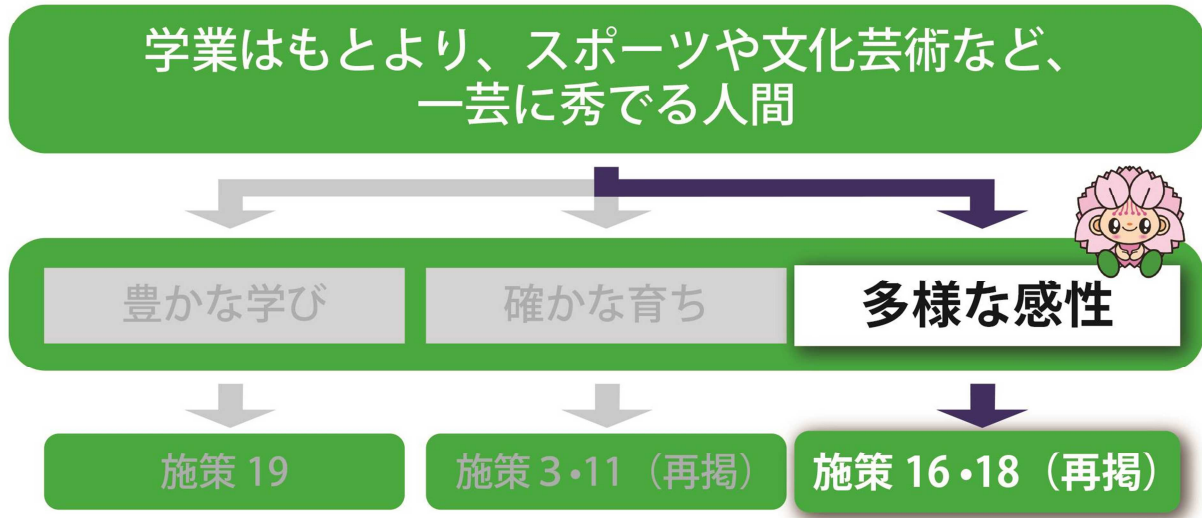
施策11 国際教育の推進（再掲）

<主な取組>

③イングリッシュ・スピーチコンテスト等の実施による英語力向上（再掲）

- イングリッシュ・スピーチコンテスト、イングリッシュデー等の実施内容を工夫し、児童生徒の英語力の向上を支援します。

<目指すべき人間像3>



(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 16 青少年の健全育成 (再掲)

<主な取組>

⑤青少年の団体活動や体験活動の充実 (再掲)

- 公立公民館で開催する「夏休みこどもワクワクひろば」や「冬の子ども教室」において、多様な分野の講座を実施し、その楽しさや達成感を味わうことで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。
- 「三浦野性の森放課後子ども教室」「松原宿寺子屋塾」「英語学習放課後子ども教室」の実施や、「大村城南高校地域開放講座」への協力など、多くの子どもたちが年間を通じて様々な学習をすることができる機会を創出します。
- 子ども科学館において体験型の科学実験教室を開催し、子どもたちへの科学に関する知識の普及と啓発を図ります。
- 子どもたちの自主性、協調性、社会性を養い、心身ともに健全な人材を育成する青少年団体の活動を支援します。

施策 18 芸術・文化の振興 (再掲)

<主な取組>

①芸術・文化団体、小中学校文化クラブへの支援 (再掲)

- 市民の文化活動の振興を図るため、文化団体の事業経費の一部を助成するなど、文化団体を支援します。
- 市内小中学校の文化クラブ等に対し、九州・全国大会へ出場する際の経費の一部を助成することで、子どもたちの文化活動を支援します。

②芸術・文化に接する機会の拡充 (再掲)

- 美術展、コンサート等を開催し、子どもから高齢者まで幅広い市民が芸術・文化に触れる機会をつくります。

○子どもたちが将来、芸術・文化の担い手となるきっかけ作りとして、プロの合奏団の演奏を鑑賞し、体験するスクールコンサートや、大村市文化協会の人材を生かしたゲストティーチャーの学校派遣などを継続して行います。

第3章 資料編

- 1 用語解説
- 2 教育委員会組織図
- 3 事務事業一覧
- 4 大村市教育振興基本計画検討委員会委員
- 5 計画策定経過

1 用語解説

用語	説明	関連 ページ
ア行		
ICT	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称	P1, P19, P20
アセットマネジメント事業計画	施設、設備をアセット（資産・財産）として捉え、その損傷・劣化などを将来にわたり予測することや管理運営における費用対効果を詳細に把握しデータ化することなどにより、施設の効率的な維持管理、長寿命化等に取り組み、計画的な更新を行うことにより財政的負担の平準化を図るとともに、耐震性の確保やユニバーサルデザインへの対応など、施設の安全性・機能性の向上を図るための計画	P27
ESD(持続可能な開発のための教育)	Education for Sustainable Development の略 環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことで、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すための教育	P20
いじめ防止基本方針	いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	P23
イングリッシュデー	ALT と英語を用いた交流や表現活動を行うことで、児童生徒の英語を運用する能力やコミュニケーション能力の向上を図る取組	P30, P41
インクルーシブ教育	障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ教育のこと	P28
ウェルビーイング	ウェルビーイング (Well-being) : 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものであり、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念	P1, P4

英語学習放課後子ども教室	土日における子どもたちの安全・安心な居場所づくりと、英語学習を通じて外国の風習を理解、体験することを目的に、地域の大学生が中心となって運営している教室のこと	P37, P42
栄養士研究会	栄養教諭及び学校栄養職員が月1回参集し、学校給食及び食育に係る諸問題について情報交換や協議を行うことで、栄養教諭及び学校栄養職員としての職務の充実や資質向上を図る研究会	P24
ALT (外国語指導助手)	Assistant Language Teacher の略 小中学校の英語の授業において教員を補助している英語を母国語とする外国人。主に国が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」(通称・JETプログラム)において招致される。	P30
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。 人と人との交流を手助けするためのインターネット上のサービス。Instagram (Instagram)、フェイスブック (Facebook)、エックス (X、旧ツイッター) などが有名	P32, P33, P41
大村市立中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針	令和4年12月のスポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び令和5年3月の「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方に加えて、新たな地域クラブ活動の運営体制や取組内容について、市の考えを整理したもの	P21, P41
大村城南高校地域開放講座	大村城南高校と大村市教育委員会が連携し、地域住民向けに行う講座のこと。親子を主な対象とし、大村城南高校の教員及び生徒が講師となり、介護体験、作物栽培、食物加工などの体験活動に取り組む。	P37, P42
OMURA 未来塾	放課後の余裕教室を活用することで、中学生に対し、放課後における生徒の安全・安心な居場所を提供し、地域住民の協力を得ながら学習支援を行うことにより、苦手意識の克服や学びの習慣化を図る事業のこと	P10, P11, P37
おおむらの ∞MURAミライno奨 学金	学業に限らずスポーツや文化芸術に卓越した成果を挙げ、将来の活躍が期待できる大学生や、海外の大学又は大学院に留学する学生を対象とした大村市独自の給付型の奨学金制度	P40
カ行		
学習指導要領	全国的に一定の教育水準が確保されるよう、文部科学省が学校教育法に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めたもの。小学校、中学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。	P18, P22
学校規模適正化	学校規模の格差によって生じるデメリットを最小限にとどめ、児童生徒の教育条件の改善を図る「特別転入学制度の拡充」「施設一体型小中学校の整備」「通学区域の見直し」等の取組のこと	P27
学校給食向上推進委員会	大村市立小学校及び中学校の児童生徒に対し、安全・安心かつ魅力あるおいしい給食を提供することを目的とした委員会。委員長は教育長とし、委員7人以内をもって組織する。	P25
学校施設長寿命化計画	中長期的な視点から学校施設として求められる機能や役割などを考慮しながら長寿命化改修、建替等の方向性や優先順位等を設定し、施設整備に要するライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、児童生徒の安全性の確保や適切な教育環境の充実を図ることを目的として策定された計画	P27
学校図書館サポート事業	大村市立図書館が学校図書館運営や環境整備のより一層の充実に向けて行っている事業。主に「学校図書館訪問」「としょかん出前教室」「団体貸出」を行っている。	P26

学校保健委員会	学校における健康に関する課題を協議し、健康づくりを推進するための組織。小中学校の校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事が中心となって運営する。	P21, P24
家庭の日	家族そろって団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とする日。長崎県では平成13年度から始まった「ココロねっこ運動」の取組の一つとして、毎月第3日曜日を標準として設定している。	P35
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育	P26
教育支援センター「あおば教室」	学校へ行けない児童生徒を対象に、生活指導や学習指導ならびに学ぶことへの意欲づくり等の活動を通して、社会的自立を促すとともに学校復帰に向けての支援を行う施設	P24
郷土史クラブ事業	小中学校に設置される郷土の歴史を学ぶクラブ。小学校が正課クラブ、中学校は同好会の形式で行う。クラブ員が個人又はグループで興味関心がある内容を調査・研究し、歴史資料館が活動や成果発表の支援を行う事業	P31, P33
居住地校交流	特別支援学校に通う幼児・児童生徒が、居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の幼児・児童生徒と一緒に交流や学習活動。共に学び、相互理解を深めることを目的としている。	P26
校内教育支援センター	学校内にあり、空き教室等を活用して、不登校児童生徒の学びの場の確保や心の小さなSOSの早期発見等に係る支援を行う施設	P24
公民館連絡協議会	大村市内の町内公民館が、相互の連絡協調を図り、公民館活動の育成発展に努めることを目的とした連絡協議会。町内公民館長及び公民館役員を対象とした研修会、公民館大会、視察研修や地区別研修会等を開催している。	P32
ココロねっこ運動	子どもたちの心の根っこを育てるために大人の在り方を見直し、みんなで子どもたちを育てる長崎県の県民運動。平成13年6月から始まり、平成20年10月には、長崎県子育て条例の中で県民運動として取り組むことが定められた。	P10, P35
ココロねっこパレード	毎年11月は「秋のこどもまんなか月間」及び「ココロねっこ運動強調月間」であり、この期間中にパレードや研修会などのイベントを開催し、「ココロねっこ運動」の普及啓発を図っている。	P10
心の教室相談員	悩みをもつ児童生徒や保護者の相談相手や話し相手として、児童生徒の心の安定を図り、小中学校における不登校児童生徒の出現を未然に防止することに努めることを任務とする。	P23
こどもの居場所づくりに関する指針	こども家庭審議会（所管：こども家庭庁）からの答申を受け、令和5年12月22日に閣議決定した指針のこと。こどもの居場所についての背景や必要性などが記載されており、それを踏まえたこどもの居場所づくりの進め方（役割、責務などの基本的事項）を定めている。	P37
子ども110番の家	子どもたちが登下校中や放課後等に危険を感じた時に緊急避難するために設置されている。主に通学路にある商店や民家がその役割を行っており、救助を求めてきた子どもたちを保護するとともに、必要に応じ110番通報や学校、家庭への連絡を行う。	P36
コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民	P10, P37

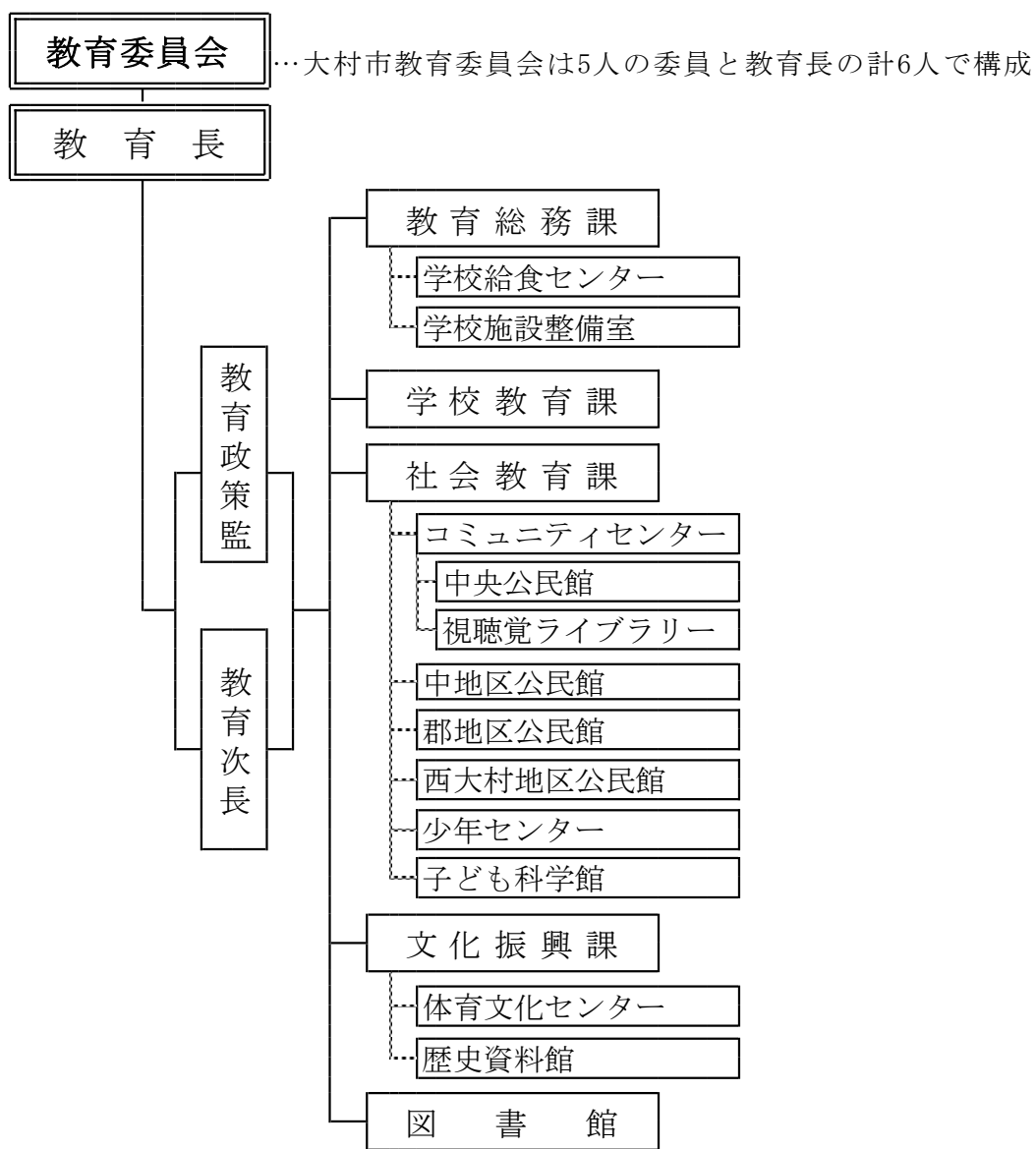
	等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと	
5類移行	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の分類を5類に移行すること。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に2類相当から5類に移行した。	P10
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響が招いた災難や危機的状況のこと	P8, P10
サ行		
自己有用感	自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価。他者の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」等の語とは異なる。	P7, P18, P20, P23, P40
主権者教育	国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと	P20
小1プロブレム	自制心や耐性、規範意識が育っておらず、小学校1年生の教室において学習に集中できない、教員の話が聞けず授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況のこと	P25
小中学生サポートルーム「conne（コネ）」	学校復帰のみを目標とせず、児童生徒が社会的に自立することを目指し、学習内容や校則にとらわれることなく、子どものニーズや特性に応じた指導を行う施設	P24
少年補導委員	大村市教育委員会が委嘱する補導委員。少年非行の早期発見・早期対応を図るため、毎月の定期補導や夏越まつり等における特別補導を行っている。	P36
情報モラル	情報技術やインターネットを利用する際に守るべきルールや倫理観のこと。学習指導要領では「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしている。	P19
人権週間	毎年12月4日～12月10日までの1週間のことで、法務省の人権擁護機関が定めている。この期間中、人権意識の高揚や人権の重要性を再認識させること等を目的に、全国各地で法務省や地方自治体、学校、企業等が協力して、人権に関する講演会や展示会、学習会などを開催している。	P29
人権の花	主に小学生を対象とした人権啓発活動の一つ。児童等が花の種や球根を育てることを通して、協力や思いやりの大切さ、生命の尊さ等を実感し、豊かな心を育むことを目的としている。	P29
人生100年時代	健康寿命が高齢化し、個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能になった時代のこと	P3
新型コロナウイルス感染症	重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症のこと。のどの痛み、せき、鼻水・鼻づまり、体のだるさ、発熱、筋肉痛など全身の症状が出ることが多い。軽症の者は発症後1週間以内に症状が軽快することが多いが、高齢者や基礎疾患のある者、一部の妊娠後期の者は重症化リスクが高くなる。	P1, P6, P8, P10, P11, P22
スクールカウンセラー	いじめや不登校など様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家	P23
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対し、福祉機関等と連携して福祉的なアプローチから課題解決を支援する専門家	P22, P23

青少年健全育成協議会	青少年の健全な育成を図ることを目的とした市内の青少年関係団体・機関の連携した組織	P26, P35, P36
性的マイノリティ (LGBTQ+)	レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感がある人)、クエスチョニング(自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めたくない人)などの人々の総称として使われている。先述の言葉の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称の一つ。ここに「+」を付けることで、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現	P28
生徒指導連絡協議会	教育委員会、警察署、市内の公立中学校・高等学校(私立も含む)・特別支援学校の校長・生徒指導主事等が参加して、生徒指導の連携・充実を図る会議	P26
全国学力・学習状況調査	文部科学省が全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図ることを目的に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する学力テスト	P6～P8, P18, P19
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、国や教育委員会が子供の体力・運動能力の向上に係る施策等の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、学校が体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てる取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立を目的として行う調査	P6, P21, P24
タ行		
体力向上アクションプラン	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析から自校の課題と課題に対応した取組を明確にし、子どもの体力向上に向けて、学校全体で共通して実践していくための計画	P21
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関といった幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。「放課後子ども教室」や「OMURA 未来塾」も含まれる。	P37
中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸課題が発生する現象のこと	P25
中央教育審議会	教育・学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議する文部科学大臣の諮問機関	P18, P28
中・高・特支連絡協議会	本市の教育力の向上と心豊かで健全な教育風土づくりを目的とし、市内の公立中学校・高等学校(私立を含む)・特別支援学校が連携を図り、学校運営上必要な事項について情報交換及び研究協議を行う組織	P26
道徳教育推進教師	校長の方針の下に、指導計画の作成や道徳用教材の整備・充実・活用等、道徳教育の推進を主に担当する教師	P20
特別支援教育	障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの	P9, P23, P28, P29
特別転入学制度	児童数減少が続く学校の児童数確保のための制度。地域の教育素材を生かした魅力ある教育活動を行うことにより、校区外からの転入児童を募集。黒木小学校は平成16年度、松原小学校は平成30年度、東大村小学校は令和7年度から導入	P27

ナ行		
長崎っ子の心を見つめる教育週間	学校と保護者及び地域の住民が連携し、「地域の子どもは地域ではぐくむ」という気運を高め、「いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子の育成」を目指す取組	P20
ながさきファミリープログラム	子育てや地域、家庭に関する不安や悩みを参加者同士が主体となって話し合いながら楽しく学ぶ講座のこと。長崎県下全域で行われており、進行役が講座を進めていく。	P10, P35
夏休みこどもワークひろば	平成23年度から、夏休みに中央公民館で小学生を対象として開催している主催講座。ものづくりや体験を中心とした内容で、概ね5～6種類の教室を開催している。	P37, P42
ハ行		
非行・事故防止キャラバン	毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「ココロねっこ運動強調月間」に合わせ、市内の各地区・校区健全協と少年センターでそれぞれの小学校区を巡回し、青少年の非行・被害防止の広報活動や集団下校の見守り、危険箇所の点検等を行っている。	P36
PDCA サイクル	実態把握を踏まえた目標を設定し、それを達成するために「計画 (Plan)」を立て、「実行 (Do)」、一定期間経過後、期待される変容が得られたかどうか「点検 (Check)」し、「改善 (Action)」を行うサイクルのこと	P2, P19, P21
PTA	Parent Teacher Association の略 各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体のこと。任意加入の団体であり、児童生徒のためのボランティア活動というのが本来の趣旨である。	P24, P35, P36
冬の子ども教室	冬に中央、中地区、郡地区公民館で小学生や親子を対象として開催している主催講座。季節のものづくりや体験を中心とした内容の教室を各館で実施している。	P37, P42
フリースクール	不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。	P24
プログラミング教育	コンピュータープログラムを作成するための基礎的な知識・技術の習得や物事を順序立てて論理的に考える力（プログラミング的思考）の育成等を目的とした教育のこと	P19
放課後子ども教室	放課後や週末等に余裕教室や公民館などを活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、退職校長会や地域の方々の参画を得て、スポーツ・体験活動や文化・学習活動を提供する教室のこと。地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかに育む取組を行っている。「英語学習放課後子ども教室」「三浦野性の森放課後子ども教室」「松原宿寺子屋塾」もこの取組に含まれる。	P10, P11, P37
放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの健全育成を図るクラブのこと	P37
放課後児童対策パッケージ	令和5年12月25日にこども家庭庁と文部科学省が放課後児童対策の一層の強化を図るために発出したプランのこと。放課後児童クラブの整備推進やそれに関わる人材の確保、放課後子ども教室との連携等、こどものウェル	P37

	ビーイングの向上と共働き・子育ての推進を図るために集中的に取り組むべき事項をまとめたもの	
保健主事部会	各小中学校の保健主事が年2回参集し、学校保健の諸問題について、情報交換や講演等を通して研修を深め、保健主事としての職務の充実や資質向上を図る部会	P24
マ行		
松原宿寺子屋塾	松原宿活性化協議会により開催されている教室のこと。毎年夏休みの3日間、原則として松原小学校の児童を対象に実施し、伝統文化体験や郷土学習を行っている。	P37, P42
三浦野性の森放課後子ども教室	毎月第1・第3日曜日に、ボーイスカウトの協力のもと、野外でロープ結びや田植え、稲刈り、キャンプなど様々な体験学習を行う教室のこと。毎年3月に募集を行い、1年間かけて活動する。	P37, P42
メディア安全指導員	長崎県子ども未来課が進める長崎県メディア安全指導員派遣事業の指導員。県が実施する長崎県メディア安全指導員養成講座を修了した者を指導員として認定している。県内の小中高等学校の児童生徒及び保護者、また地区懇談会や関係機関団体の研修等で講話を行っている。	P36
メディアコントロール・チャレンジ	児童生徒のメディア機器の長時間使用等による健康問題への対策として実施。各中学校区で期間をそろえ、家族でメディア機器の使用ルールを決めたり、使用を制限したりするなどして、メディア機器使用をコントロールする力を育てている。	P21
ヤ行		
養護教諭部会	各小中学校の養護教諭が隔月で参集し、児童生徒の心身の健康保持（健康管理）や増進（健康教育）等、学校保健全般の諸問題に関わる情報交換や協議を通して、養護教諭としての職務の充実や資質向上を図る部会	P24
ラ行		
レファレンスサービス	図書館等で利用者の問合せに応じ、図書の照会や検索をする業務	P33
ワ行		
わんわんパトロール隊	愛犬家が犬の散歩をしながら地域の防犯パトロールを行う活動	P36

2 教育委員会組織図



3 事務事業一覧

第5次大村市総合計画(後期基本計画 2021-2025)中、教育委員会関連分のみ抜粋

基本目標 - 政策 - 施策 - 事務事業

基本目標1 人を育むまち	
政策1-1 子育てしやすいまちづくり	
3 子育てを支える環境の充実	〈社会教育課)【再掲】巡回補導事業
4 子育てと仕事の両立	〈社会教育課) 放課後子ども教室推進事業
政策1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実	
2 小・中学校教育の充実	〈教育総務課) 小・中学校管理事業 / 小・中学校災害共済給付事業 / 小・中学校教材等整備事業 / 小・中学校就学援助事業 / 学校経営研究事業 / 統合型校務支援システム構築事業 / 小・中学校教育ICT環境整備事業 (学校教育課) 子ども読書活動推進事業 / 英語力向上対策事業 / 特別支援教育推進事業 / 就学時健康診断事業 / 教員補助員派遣事業 / 就学教育相談事業 / 教職員研修事業 / 小中学生文化振興事業 / 小・中学校健康管理支援事業 / 小・中学校体育大会開催事業 / 保健推進事業 / フッ化物洗口推進事業 / 小中学校連携・一貫教育事業 / 中学校部活動推進事業 / 小学校水泳指導事業 / 小中高が一体となったふさと教育推進事業
3 教育環境の充実	〈教育総務課) 奨学金事業 / 小・中学校校舎等整備事業 / 小・中学校遠距離通学対策事業 / 学校給食管理事業 / 学校給食助成事業 / 小・中学校管理事業 / 小・中学校施設長寿命化計画推進事業 (学校教育課) 心の教室相談員配置事業 / 心のケア充実対策事業 / 教育支援センター運営事業 / ミライへつなぐ学校教育検討事業
政策1-3 文化の振興と生涯学習の充実	
1 歴史・文化の保護・活用・継承	〈文化振興課) 文化財管理事業 / 発掘調査事業 / 三城城跡保存整備事業(曲輪Ⅱ) / 旧楠本正隆屋敷管理運営事業 / 大村家墓所保存整備事業 / 民俗芸能保存事業 / 歴史資料館管理運営事業 / 歴史資料館整備事業
2 芸術・文化の振興	〈文化振興課) 文化活動振興事業 / 市民ギャラリー運営事業 / 子ども芸術文化活動事業 / 音楽があふれるまちづくり事業/体育文化センター設備改修事業
3 生涯学習の充実	〈社会教育課) 公民館管理運営事業 / 公民館講座開催事業 / 子ども科学館管理運営事業 / 視聴覚ライブラリー管理運営事業 / 二十歳の集い開催事業 / 西大村地区公民館管理運営事業 / 地区住民センター活動支援事業
4 青少年の健全育成	〈社会教育課) 健全育成協議会支援事業 / 子ども会育成事業 / 巡回補導事業 / 少年センター管理運営事業
5 ミライonの充実	〈図書館) 図書館管理運営事業 / 図書等整備事業 / ミライon施設等維持管理事業 (文化振興課)【再掲】歴史資料館管理運営事業
基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまち	
政策2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実	
2 スポーツの振興	〈文化振興課) 体育文化センター運営管理事業
基本目標6 持続可能な行財政運営と市民協働の推進	
政策6-1 効率的で開かれた行政運営の推進	
1 効率的な行政運営の推進	〈文化振興課) 公共施設予約システム管理事業
政策6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり	
1 地域コミュニティの活性化	〈社会教育課) 大村市公民館連絡協議会補助金 / 町内公民館建設費補助金
2 市民活動の支援と協働の推進	〈社会教育課) 市民憲章推進事業
政策6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり	
1 人権に関する教育と相談体制の充実	〈学校教育課) 人権教育推進事業

4 第四期大村市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

区 分		氏 名
委員長	教育長	遠 藤 雅 己
委 員	学校教育関係者(校長会)	石 司 貴 弘
	学校教育関係者(教頭会)	玉 利 尚
	市P T A連合会	馬 場 昭 一
	市社会教育委員	富 永 耕 造
	市文化協会	森 崎 兼 廣
	学識経験者 (デザインアドバイザー)	岩 永 聡 志

5 計画策定経過

日 程		内 容
令和6年	10月21日(月)	検討委員会第1回会議(策定趣旨説明、質疑応答)
	11月19日(火)	教育委員会11月定例会(計画案概要説明)
	11月25日(月)	検討委員会第2回会議(質疑応答)
令和7年	1月21日(火)	教育委員会1月定例会(計画案概要説明)
	2月21日(金)	市議会全員協議会(計画案概要説明)
	2月21日(金)～ 3月10日(月)	パブリックコメント実施
	3月19日(水) (予定)	教育委員会3月定例会において議決

令和7年度～令和11年度

第四期大村市教育振興基本計画（令和7年3月発行）

大村市教育委員会

住 所：〒856-8686 長崎県大村市玖島一丁目25番地

電 話：0957（53）4111（内線363）

F A X：0957（52）9700

メール：kyouiku@city.omura.nagasaki.jp

